

令和3年第3回諏訪広域連合議会定例会

令和3年9月28日 開 会

令和3年9月29日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔9月28日（火）〕	7
承認第5号から認定第5号までの8件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第19号、議案第20号及び認定第1号から認定第3号まで	
並びに認定第5号 事務局長補足説明	
認定第4号 消防長補足説明	
承認第5号 質疑、委員会付託省略、討論、採決	
議案第19号から認定第5号まで7件各質疑 各常任委員会付託	
会議録第2号〔9月29日（水）〕	25
一般質問	
議案第19号から認定第5号までの7件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	63

諏訪広域連合告示第30号

令和3年第3回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年9月21日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 令和3年9月28日(火) 午後1時30分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

令和3年第3回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
9月28日 (火)	11:30		議会運営委員会
	13:00		全員協議会
	13:30	(開会) 会議録署名議員の指定 会期の決定 広域連合長招集あいさつ 議案説明 監査報告 議案質疑 委員会付託	
	(15:00)		常任委員会 議案審査
	(17:00)		
9月29日 (水)	9:30	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決	
	(12:30)	(閉会)	

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	森山岩光	2番	芳澤清人
3番	廻本多都子	4番	小山博子
5番	牛山正	6番	藤森靖明
7番	吉澤美樹郎	8番	川合弘人
9番	名取久仁春	10番	小松壮
11番	吉田浩	12番	今井康善
13番	中島保明	14番	今井秀実
15番	長田近夫	16番	伊藤玲子
17番	望月克治	18番	松山孝志
19番	樋口敏之	20番	森安夫
21番	林元夫	22番	金井敬子

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 承認第 5号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 議案第19号 令和3年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第20号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 認定第 1号 令和2年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和2年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

○一般質問

5人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

令和3年9月

順序	氏 名	通 告 内 容
1	今 井 秀 実 (岡谷市)	<p>1 前線による大雨災害での諏訪広域消防の対応について</p> <p>(1) 救急出動等の状況</p> <p>(2) 消防団との連携</p> <p>(3) 各市町村との情報共有・連携</p> <p>(4) 国・県の機関等との情報共有・連携</p> <p>(5) 大規模災害発生時の対応</p>
2	金 井 敬 子 (下諏訪町)	<p>介護保険事業について</p> <p>1 8月からの介護保険施設の利用に係る制度見直しについて</p> <p>(1) 補足給付の変更および高額介護サービス費の負担限度額引き上げの影響について</p> <p>(2) 利用者の負担軽減策について</p>
3	廻 本 多 都 子 (諏訪市)	<p>1 介護事業所の運営の状況について</p> <p>(1) コロナ禍での現状(困難や課題)</p> <p>(2) 人員(体制は充分か)</p> <p>(3) 介護報酬について</p>
4	望 月 克 治 (茅野市)	<p>1 介護予防・日常生活支援総合事業の現状について</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による諏訪広域消防業務への影響について</p> <p>(1) 首都圏では、緊急搬送に大きな影響が出ているが、諏訪広域消防における影響について</p> <p>(2) 現状の消防職員の感染対策、施設等の感染対策について</p> <p>(3) 今後の感染拡大の可能性を見据えた対応について</p>

順序	氏名	通 告 内 容
5	藤 森 靖 明 (諏 訪 市)	1 消防隊の体制・配置について (1) 水難救助について (2) 山岳救助について (3) 各市町村の人口増減に伴う配置見直しについて (4) 現在の消防隊の配置状況について 2 人員数の課題について (1) 災害（熱海）派遣時の職員の配置と休暇状況について (2) 育児休暇の状況について 3 ゼロカーボン対応の車両について

令和3年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

令和3年9月28日（火）

午後 1時45分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 5号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 4 議案第19号 令和3年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第20号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 認定第 1号 令和2年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 令和2年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3～日程第10
  - 承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）から認定第5号 令和2年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで8件一括議題
  - 広域連合長あいさつ、提出議題の説明
  - 議案第19号、議案第20号及び認定第1号から認定第3号まで並びに認定第5号 事務局長補足説明
  - 認定第4号 消防長補足説明
  - 承認第5号質疑、委員会付託省略、討論、採決
  - 議案第19号から認定第5号まで7件各質疑
  - 認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員会に付託



議案第19号、議案第20号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員会に付託

散 会

〇出席議員（22名）

| 議席  |       | 議席  |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 森山岩光  | 2番  | 芳澤清人 |
| 3番  | 廻本多都子 | 4番  | 小山博子 |
| 5番  | 牛山正   | 6番  | 藤森靖明 |
| 7番  | 吉澤美樹郎 | 8番  | 川合弘人 |
| 9番  | 名取久仁春 | 10番 | 小松壮  |
| 11番 | 吉田浩   | 12番 | 今井康善 |
| 13番 | 中島保明  | 14番 | 今井秀実 |
| 15番 | 長田近夫  | 16番 | 伊藤玲子 |
| 17番 | 望月克治  | 18番 | 松山孝志 |
| 19番 | 樋口敏之  | 20番 | 森安夫  |
| 21番 | 林元夫   | 22番 | 金井敬子 |

〇欠席議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

|        |       |           |      |
|--------|-------|-----------|------|
| 広域連合長  | 金子ゆかり | 副広域連合長    | 今井竜五 |
| 副広域連合長 | 今井敦   | 副広域連合長    | 宮坂徹  |
| 副広域連合長 | 名取重治  | 副広域連合長    | 五味武雄 |
| 事務局長   | 花岡光昭  | 会計管理者     | 松木史江 |
| 企画総務課長 | 小池秀昭  | 情報政策課長    | 小池徹  |
| 介護保険課長 | 上田佳秋  | 八ヶ岳寮寮長    | 牛尼淳夫 |
| 消防長    | 花岡則秀  | 消防次長兼総務課長 | 大槻秀次 |

〇職務のため出席した事務局職員の職氏名

|     |      |           |      |
|-----|------|-----------|------|
| 書記長 | 藤森一彦 | 企画総務課総務係長 | 山本征幸 |
| 書記  | 今井稜  |           |      |

令和3年9月28日(火)

## 第3回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 ( 2 - 1 )

開会 午後 1時45分

散会 午後 2時54分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 1時45分

---

**樋口敏之議長** ただいまから、令和3年第3回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 1時45分

---

**樋口敏之議長** これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員は22人であります。日程は、あらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**樋口敏之議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、2番芳澤清人議員、21番林元夫議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**樋口敏之議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から9月29日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 承認第 5号 専決処分の承認を求めるについて(和解及び損害賠償の額を定めるについて)

○日程第 4

議案第 19号 令和3年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）

○日程第 5

議案第 20号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第 6

認定第 1号 令和2年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 2号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 3号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9

認定第 4号 令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 10

認定第 5号 令和2年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

**樋口敏之議長** 日程第3 承認第5号から日程第10 認定第5号までの8件を一括議題といたします。

広域連合長より、招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和3年第3回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙のところ御参集をいただき、誠にありがとうございました。

いよいよ秋も深まってまいりまして、朝晩には肌寒さを感じる季節となりました。今年の夏は新型コロナウイルス感染症に加えて、大雨による被害がこの諏訪地域にも多くの被害をもたらし、貴い命も失われてしまいました。亡くなられた3名の皆様の御冥福をお祈り申し上げ、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げますとともに、各地で被災された皆様方に謹んでお見舞いを申し上げます。

当連合といたしましては、このたびの災害を機に改めて日常業務を見詰め直すとともに、より一層気を引き締めて、住みよい地域づくりに取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ圏域住民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には専決処分の承認案件1件、補正予算2件並びに令和2年度一般会計及び特別会計の決算認定5件、合わせて8件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）は、救護施設八ヶ岳寮において業者所有の車両に損害を与えた事故について、和解と損害賠償の額を定めたものであります。早期に和解をする必要があり、専決処分をいたしました。

次に、議案第19号 令和3年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）は、低所得者に対する介護保険料軽減に係る国・県からの負担金の調整に伴う補正であります。

次に、議案第20号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、保険給付費等の前年度実績による国や県からの交付金の精算に伴う補正予算をお願いするものであります。

次に、認定第1号から認定第5号までの令和2年度決算認定議案について御説明申し上げます。

まず、認定第1号一般会計につきましては、歳入決算額3億5,517万4,522円に対し、歳出決算額は3億1,368万5,804円で、差引残額は4,148万8,718円となっております。

次に、認定第2号救護施設八ヶ岳寮特別会計につきましては、歳入決算額4億1,933万9,731円に対し、歳出決算額は3億8,938万8,274円で、差引残額は2,995万1,457円となっております。

次に、認定第3号介護保険特別会計につきましては、歳入決算額204億6,050万6,174円に対し、歳出決算額は197億6,510万8,386円で、差引残額は6億9,539万7,788円となっております。

次に、認定第4号諏訪広域消防特別会計につきましては、歳入決算額27億9,474万1,346円に対し、歳出決算額は26億5,931万2,628円で、差引残額は1億3,542万8,718円となっております。

次に、認定第5号諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計につきましては、歳入決算額2,590万3,220円に対し、歳出決算額1,358万7,621円で、差引残額は1,231万5,599円となっております。

以上が決算額の概要でございます。

次に、主な施策につきまして御説明いたします。まず一般会計では、6市町村共同で運用している行政情報システムの安定的な運用に努めたほか、広報紙等による広域連合の事業の周知を図りました。

また諏訪地区小児夜間急病センター事業については、圏域内三つの医師会からなる運営医師会を指定管理者とし、引き続き運営をまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数は大幅に減少いたしました。

次に、救護施設八ヶ岳寮につきましては、障がいや日常生活上の困難などを抱える利用者に対するきめ細かなケアに努めたほか、エアコンの設置や防災監視設備の更新など、快適さと安全を確保するための施設整備に取り組みました。新型コロナウイルスの感染拡大により、利用者が外出できない・面会ができないなどの影響がありましたが、細心の注意を払って感染防止に努めながら運営をまいりました。

次に介護保険であります。第7期介護保険事業計画の最終年度に当たり、事業の進捗状況や介護サービスの利用状況の分析を行うとともに、介護保険委員会を中心に協議を重ね、第8期の事業計画を策定いたしました。

次に広域消防関係では、圏域住民の安全・安心を確保するため、各種災害に備えた出動体制の整備や各種予防・啓発活動に取り組んでまいりました。特に、新型コロナウイルス感染症対策としては関係機関との調整や情報共有に努め、救急や災害の現場活動における感染防止対策の徹底を図りました。

次に、諏訪地域ふるさと振興基金事業の関係では、地域振興事業として予定されていましたが婚活支援事業は新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止を余儀なくされましたが、LCV-FMにより引き続き行政情報の発信に努めました。

以上、提案をいたしました各議案について御説明をいたしました。各議案の細部につきましては、この後、事務局長、消防長から説明をいたします。

以上を申し上げまして、開会に当たっての御挨拶及び提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** それでは、私から議案第19号、議案第20号及び認定第1号から認定第3号までと認定第5号につきまして補足説明をさせていただきます。その後、認定第4号につきまして消防長から補足説明をいたします。

それではまず、議案第19号 令和3年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。議案の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ445万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,065万1,000円とするものであります。

この補正予算は、介護保険事業において国及び県から交付される低所得者保険料軽減負担金が精算により追加交付された分を、一般会計で一旦受けてから介護保険事業特別会計へ繰り出す必要が生じたことによるものでございます。

内訳につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。歳入になります。2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金に296万7,000円、3款県支出金2項1目介護保険関係負担金に148万4,000円をそれぞれ増額補正いたします。

次に12ページ、13ページの歳出をお願いいたします。3款1項1目高齢者福祉費27節繰入金に445万1,000円を増額補正するものであります。

議案第19号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第20号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。議案の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億5,598万5,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ201億5,439万4,000円とするものであります。この補正予算は、保険給付費の第2号被保険者定率負担分で追加交付金が生じたこと、一般会計からの繰入金が生じたこと、保険給付費に係る国庫・県費等の令和2年度の精算による償還金が確定したことの3点によりまして補正を行うものでございます。

内訳につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。10、11ページをお願いいたします。歳入でございます。5款1項1目介護給付費交付金に1,210万5,000円、8款1項4目低所得者保険料軽減繰入金に445万1,000円、9款1項1目繰越金に3億3,942万9,000円を補正するものでございます。

次に12ページ、13ページの歳出をお願いいたします。2款1項1目居宅介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金に1,655万6,000円、7款1項4目償還金22節償還金利子及び割引料に3億3,942万9,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

議案第20号の説明は以上でございます。

続きまして、認定第1号 令和2年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算認定案件の説明につきましては、決算書によりまして決算額とともに主な内容につきまして補足説明をさせていただき、別添の主要な施策の成果説明書での説明は省略させていただきますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。決算書12ページ、13ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項負担金は、収入済額2億603万5,194円であります。内容は、経常経費以下広域連合の各事業に対する6市町村からの負担金で、負担割合は2節の病院群輪番制病院運営費補助事業負担金のみ人口割100%。その他の負担金につきましては均等割20%、人口割80%となっております。

次に、2款国庫支出金は介護保険関係の国庫負担金で、低所得者の保険料軽減額の2分の1が国から交付されるもので、収入済額6,271万9,260円となっております。

次の14ページ、15ページをお願いいたします。3款県支出金2項1目介護保険関係負担金は、国庫支出金同様、低所得者の保険料軽減額の4分の1が県から交付されるもので、収入済額3,135万9,630円となっております。

歳入の説明は以上でございます。続いて、歳出の主な点について御説明いたします。

まず、16ページから19ページの1款議会費、2款総務費につきましては、議員人件費、職員人件費及び一般経常的な経費のため説明は割愛させていただきます。

20、21ページをお願いいたします。3款民生費は支出済額1億3,616万6,051円あります。主に低所得者の保険料軽減額に係る介護保険事業特別会計への繰出金や、障害支援区分審査会に係る委員報酬等の経費であります。

4款衛生費は支出済額6,820万2,520円で、このうち、2目小児夜間急病センター事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により診療報酬が大幅に減少したことから、

補正予算により指定管理料を600万円追加しております。

歳出につきましては以上でございます。

次に、24ページの実質収支に係る調書を御覧ください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりでございます。実質収支額4,148万8,718円となっております。

次の25ページ、財産に関する調書でございます。3の基金につきまして、令和2年度中に記載のとりの増減がございました。

一般会計の説明は以上でございます。

続きまして、認定第2号 令和2年度救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず歳入から御説明いたします。決算書の事項別明細書34ページ、35ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項負担金は収入済額2億9,030万8,658円。1目関係市町村負担金は、八ヶ岳寮改築に係る公債費を6市町村で負担するものでございます。2目民生費負担金は、市からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金となります。

3款県支出金1項県負担金は、収入済額7,898万8,884円。町村からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金を県が負担するものでございます。2項県補助金、収入済額363万6,000円は、新型コロナウイルス感染予防の衛生用品等の購入及び職員等慰労金の補助金となります。

歳入の説明は以上でございます。続いて、歳出の主な点について御説明いたします。38ページ、39ページをお願いします。

こちらの施設管理費は職員人件費の関係が主な内容となりますので、説明は割愛させていただきます。次に40ページ、41ページをお願いいたします。

2款民生費1項2目施設事業費は入所者の直接処遇に関わる経費で、支出済額は8,736万3,164円。主なものは施設の燃料費、光熱水費、利用者の食事に関する賄い材料費、利用者小遣い等の扶助費などとなります。

3款公債費は施設改築に係る元利償還金でございます。

歳出については以上でございます。

次に、45ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額が2,995万1,457円となりました。

次の46ページ、財産に関する調書であります。3の基金について令和2年度中に記載のとりの増減がございました。

救護施設八ヶ岳寮特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、認定第3号 令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。決算書の58ページ、59ページをお願いいたします。

まず歳入について御説明いたします。1款保険料は収入済額40億8,747万5,420円。内訳は、年金天引きの特別徴収が3億2,364万4,090円。年金天引き以外の普通徴収が2億5,025万2,430円。普通徴収の収納率は92.8%となっております。普通徴収現年度分の収入未済額は1,946万5,890円で、翌年度へ滞納繰越となります。

また、令和元年度以前の保険料滞納繰越分の収入済額は1,357万8,900円で、収納率は26.6%となっております。徴収権の消滅によりまして、1,502万4,260円を年度末に不納欠損として、残り2,241万2,040円を翌年度に滞納繰越といたしました。

次に、2款分担金及び負担金。これは6市町村の負担金で、収入済額26億7,858万9,309円でございます。内訳は、1節保険給付費関係負担金。こちらは保険給付費の12.5%分を保険給付費割10%、人口割90%で6市町村に負担していただくもので、収入済額22億3,041万9,374円となっております。2節地域支援事業関係負担金は、地域支援事業費の一定割合を6市町村が負担するもので、収入済額1億7,961万4,087円。3節事務費関係負担金は、事務費に要した経費を均等割20%、人口割80%で負担をしていただくもので、2億6,855万5,848円となっております。

次に、4款国庫支出金でございます。収入済額は48億7,603万5,825円となります。1項国庫負担金は居宅サービス給付費の20%分と施設サービス給付費の15%分を国が負担するもので、収入済額は34億2,874万1,700円。こちらは概算払いのため、精算は翌年度に行われることとなっております。

次に、2項国庫補助金。収入済額が14億4,729万4,125円です。60ページ、61ページをお願いいたします。1目調整交付金は、保険者ごとの高齢者数の差や被保険者の所得格差による保険料負担能力の差を調整するために交付されるもので、10億549万5,000円。

2目地域支援事業交付金の介護予防日常生活支援総合事業費は1億5,980万1,000円、3目介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、これは包括的支援事業と任意事業のことを指しておりますが、こちらが2億633万1,125円が交付されております。

5目介護保険災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免措置の実施に係る国からの補助金で、96万7,000円が交付されております。

6目保険者機能強化推進交付金と7目介護保険保険者努力支援交付金は、介護保険運営を保険者が自己評価し、評価に応じ交付されるもので、保険者機能強化推進交付金は3,360万5,000円、介護保険保険者努力支援交付金は3,278万9,000円が交付されました。

5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、医療保険料とともに徴収された65歳未満の2号被保険者の介護保険料から社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、第2号被保険者負担分として保険給付費の27%に相当する48億758万3,012円が交付されております。

次に62、63ページをお願いいたします。2目地域支援事業支援交付金は、2号被保険者負担分として地域支援事業の介護予防事業費用の27%が交付されるもので、1億6,717万



9, 000円となっております。支払基金交付金についても概算払いのため、翌年度に精算が行われることとなります。

次に、6款県支出金です。1項1目介護給付費県負担金は、介護給付費のうち居宅サービス給付費の12.5%分と施設サービス給付費の17.5%分を県が負担するもので、収入済額27億79万2,155円。こちらも概算払いとなり、翌年度に精算が行われます。

2項1目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費について、事業費の12.5%に当たる7,739万8,125円。2目の介護予防・日常生活支援総合事業費以外の地域支援事業は、事業費の19.25%に当たる1億316万5,562円となっております。

次に、8款繰入金です。64ページ、65ページをお願いいたします。1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、保険料軽減に対する国・県・6市町村の負担金を一般会計で受けて、介護保険特別会計に繰り入れるもので、過年度分を合わせて1億2,683万3,730円となっております。

2項基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入れで、3億709万6,000円を繰入れしております。

歳入の説明は以上でございます。

続いて、歳出の主な点について御説明をいたします。72ページ、73ページをお願いいたします。

2款介護給付費から御説明をいたします。2款1項介護サービス等諸費は、要介護1以上の要介護認定者に対する給付に係るもので、支出済額は164億5,776万6,989円となっております。

1目居宅介護サービス給付費は、支出済額64億2,582万5,120円。2目特例居宅介護サービス給付費は、緊急の事情により要介護認定前に介護サービスを利用した場合に、一旦介護サービスを受けた事業所に10割分の介護費用を支払い、要介護認定後、申請により保険給付費の9割分が償還払いとされるものでございます。これ以降出てまいります特例という言葉がついているサービス給付費は、全て同様の趣旨のものとなっております。

3目地域密着型介護サービス給付費は、近隣地域での生活を支えるための小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム、定員29人以下の小規模特養などに係る給付となります。支出済額が35億8,702万5,852円です。

5目施設介護サービス給付費は、支出済額55億6,383万237円です。

74ページ、75ページへお移りください。2項介護予防サービス等諸費は、要支援者に対する給付に係るもので、支出済額4億3,435万114円。その大勢を占めるのが1目介護予防サービス給付費で、支出済額が3億2,226万5,258円となっております。

76ページ、77ページをお願いいたします。3項その他諸費1目審査支払手数料は、保険給付を行うに当たり、請求の点検・審査から事業者への支払いについて長野県国民健康保険団体連合会に事務を委託しており、その審査・支払いに係る手数料となります。支出済額は1,544万7,604円となります。

4項高額介護サービス等費は、支出済額3億7,493万8,308円。5項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の両方を利用した1年間の利用者負担額から、既に支給された高額介護サービス費等を除いた額を合算したものが一定額を超えた場合、その超えた額について介護保険と医療保険で案分し、それぞれの保険者が支給するものになります。支出済額が5,675万9,837円となります。

続いて、78ページ、79ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費は、施設サービスや短期入所サービスを利用する低所得者の食費、居住費の自己負担額について収入段階別に限度額を定め、限度額を超える分を介護保険から補足的に給付するもので、支出済額は5億774万9,095円となっております。

4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金は、令和元年度繰越金のうち、基金積立て可能分と基金利息を合わせ、2億1,930万9,609円を積み立てました。

80ページ、81ページをお願いいたします。5款地域支援事業費は、要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、生活支援も含めた地域における包括的、継続的なマネジメント能力を強化していくための事業で、1項の介護予防生活支援サービス事業以外は基本的に6市町村に委託して実施をしています。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援と認定された方のほか、基本チェックリストにより該当となった方に対し訪問型サービスや通所型サービスを実施するもので、支出済額は3億6,991万4,156円です。

2項1目一般介護予防事業費は、全ての第1号被保険者に対し介護予防事業を実施するもので、支出済額は2億377万716円となっております。

3項包括的支援事業・任意事業費の1目包括的支援事業費は、これまでの総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業に加え、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、在宅医療・介護連携推進事業を実施しております。支出済額は4億7,130万5,411円となります。

2目任意事業費は、介護給付費等費用適正化事業を除いて6市町村に委託し、家族介護支援事業をはじめ成年後見制度利用支援事業、介護相談員派遣事業などを行っておりまして、支出済額は5,814万9,247円となっております。

次に82ページ、83ページをお願いいたします。中段の辺りになります。7款諸支出金1項4目償還金は、令和元年度の介護給付費等に対する国庫支出金、負担金、社会保険診療報酬支払基金交付金等の精算により超過交付分となった2億7,077万4,458円を返還したものでございます。

歳出の説明は以上となります。

次に86ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりでございます。実質収支額は6億9,539万7,788円となり、大半は国庫負担金等の償還金の財源となります。

次のページ、87ページ。財産に関する調書でございます。介護保険介護給付費準備基金であります。年度中に3億709万6,000円を繰り出しして、2億1,930万9,609円を繰り入れたことによりまして、差引き8,778万6,391円が年度中の減額となり、年度末残高は11億2,660万7,423円となっております。

介護保険特別会計の説明は以上でございます。

それでは最後に、認定第5号 令和2年度諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。115ページ、116ページをお願いいたします。

それでは、歳入から御説明いたします。2款財産収入1項1目利子及び配当金は、収入済額1,658万1,827円。これは諏訪地域ふるさと振興基金の利子による収入となりますが、併せて、基金を構成する国債の一部の借換えによる差益を含めて計上しております。

3款繰越金は収入済額932万884円。

4款諸収入は、1項1目預金利子509円。

以上、歳入合計の収入済額は2,590万3,220円となっております。

次に歳出について御説明いたします。117ページ、118ページをお願いいたします。

1款1項1目ふるさと振興事業費は支出済額1,358万7,621円で、事業の内訳として、まず1のふるさと振興事業費が、ふるさと振興基金積立金が767万9,521円。令和3年度事業として行う、諏訪広域連合ホームページを構築する費用に充てることを目的としたものでございます。

このふるさと振興事業費で実施を予定しておりました婚活支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度は開催を中止いたしました。また、スポーツ振興補助金の支出もございませんでした。

次に情報ネットワーク推進事業費として、LCV-FM放送を活用しての行政情報の発信を引き続き行いました。2款予備費につきましては充用はございませんでした。

以上、歳出合計が支出済額1,358万7,621円となります。

歳出の説明は以上でございます。

次の119ページ、実質収支に関する調書でございます。実質収支額1,231万5,599円となっております。

次の120ページ、財産に関する調書でございますが、ふるさと振興基金が決算年度中に767万9,521円増加をしまして、年度末現在高は10億4,900万3,121円となっております。

ふるさと振興基金事業特別会計の説明は以上でございます。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** それでは私から、認定第4号 令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

他の決算認定案件と同様に、決算書によりまして決算額とともに主な内容に関わる点につきまし

て補足説明をさせていただき、主要な施策の成果説明書での説明は省略させていただきます。

初めに歳入につきまして、決算書の96、97ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書でございます。

1款分担金及び負担金1項1目負担金は、収入済額26億1,998万8,807円でございます。内容は1節消防費負担金、2節公債費負担金、3節その他負担金でございまして、3節その他負担金は高速自動車国道救急業務関係負担金及びその他負担金で、主に退職手当等に関わるものでございます。

2款使用料及び手数料1項1目消防手数料は、収入済額208万9,400円で、これは消防法に基づく危険物設置許可検査手数料等でございます。

4款県支出金1項1目県委託金は、収入済額13万1,000円であります。これは県の移譲事務の特例事務処理交付金でございまして、県知事の権限に属します火薬類の譲渡、譲受け、消費許可などに関する事務でございます。

5款繰越金1項1目繰越金は、収入済額1億2,817万4,821円となっております。

次に98、99ページをお願いいたします。6款諸収入2項1目雑入は、収入済額2,114万6,895円で、主なものは、長野県消防学校等への派遣職員人件費でございます。

7款連合債1項1目消防債は、収入済額2,320万円で、更新のため富士見消防署へ配備いたしました高規格救急自動車の借入金でございます。

歳入は以上でございます。

次に歳出でございます。100ページ、101ページをお願いいたします。

1款消防費1項1目一般管理費は、支出済額19億6,714万8,694円で、これは一般経常的な経費のほか消防学校入校旅費及び負担金、職員健康診断委託料、インフルエンザ予防接種など各種業務委託料等の経費でございます。

2項1目常備消防費は、支出済額1億6,534万1,736円で、内訳は救急活動用消耗品や燃料費、また車両・設備等の修繕料、光熱水費及び空気呼吸器等の備品購入費などでございます。

次に、102、103ページをお願いいたします。2項2目消防施設費であります。支出済額は2億9,624万1,708円で、主なものは消防指令システム等部分更新業務委託料や、高規格救急自動車購入費等でございます。

歳出は以上でございます。

次に、106ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は1億3,542万8,718円でございます。

次に107ページ、108ページは財産に関する調書となっております。

1の公有財産につきましては変更はございません。

2の物品のうち、高規格救急車、患者監視装置及び半自動体外式除細動器は、更新による増減でございます。

以上で、認定第4号 令和2年度諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせてい

たきます。

**樋口敏之議長** ここで、監査委員から令和2年度決算の監査結果の報告を受けます。小松監査委員。  
**小松壮監査委員** それでは、私から審査の結果を御報告申し上げます。お手元の決算審査意見書を御覧ください。

去る8月24日、樋口繁次監査委員とともに令和2年度諏訪広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者及び関係部署の職員の出席を求め審査を実施いたしました。

審査の着眼点といたしましては、決算に計上された金額の正確性、予算執行や財産管理の適正性及び公立性を中心に関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査いたしました。

いずれも正確、適正に処理されていることを認めました。なお、留意を要すると思われる点を3ページに意見として挙げさせていただいております。詳細については省略いたしますが、総体的には新型コロナウイルス感染症拡大の中、今後も常に情報発信しながら知恵を絞って各事業に取り組まれるようお願い申し上げながら、監査結果の報告とさせていただきます。

**樋口敏之議長** これより承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。承認第5号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより承認第5号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第19号 令和3年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第5号まで、五つの議案について順次質疑を行います。

まず、認定第1号 令和2年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** 今井秀実です。1点お伺いしたいと思います。コロナの影響で、感染を決して持ち込まないということで職員の皆さんも、また入所者の皆さんも大変な努力、緊張感の中で取り組まれた年度だったろうなと思うんですが、どんな御苦勞があったか。概略で結構ですのでお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 八ヶ岳寮寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** ただいまの御質問について、概略の説明をさせていただきます。議員のおっしゃるように、八ヶ岳寮は多くの利用者を抱えております。中には基礎疾患等を抱えた病弱な方々も大勢おられるということで、職員の持込みにより利用者にはかなりの被害拡大が予想されるといったことを特に踏まえまして、とりわけ職員につきましては県の発表する感染レベル等を照らしながら、それぞれの業務の中での感染防止はもちろんのこと、各自私生活において、それぞれ家庭、お子さんもいる中ではありますけれども、特に外食については控えてくれという形で徹底をさせていただいてきております。現在もなお、その点については継続をさせていただいております。

さらに県外等への外出等につきましては極力自粛していただきたいと。なお、どうしても外出が必要だという職員につきましては、事前に報告書等の管理者への報告を義務づけるなど、その際、私のほうから適切なアドバイスを行わせていただいているという状況でございます。

なお、利用者の感染防止につきましては、大変利用者にはお気の毒かとは思いますが、随時の家族、あるいは身元引受人等との面会につきましては現在、今までのところ自粛をさせていただいている状況です。

なお、利用者が一番の楽しみであります外出につきましては、外食、食事を伴わないものに限っては感染レベルの状況を見ながら解除、あるいはまた規制というところを繰り返させていただいているという状況であります。ただ、こういった状況が長年、長期にわたってきているということでございますので、今後、予防接種も済んでおります。レベルもいつになったらどれだけ下がるのかという部分も、不透明な部分もございますので、一律に単に面会等の自粛という形のみならず、さらに検討を進めて、何かしらそこを打開していく策はないかというところで検討に入ってまいりたいと考えております。

なお代替の支援ということで、利用者につきましては、外食の代わりに各担当職員がとても頑張

って工夫していただいて、外部からの持込みというか食事の調達等、食事会というものを各グループごとに頻繁に開催していただいております。そういったところで、多少なりとも利用者のストレスの解消につながればというところで取り組んでいるところであります。

なお、定期的に週1回感染対策会議ということで、必ず週1回開催をして、そのときのレベルの状況等を加味しながら対策の強化、あるいは緩和、あるいは継続等の必要性について検討し、その検討結果につきましては利用者のほうに朝礼等で情報提供しているという中で、何とか御理解をいただく中で運営していると。そんなことを続けた中で、現在のところ感染を見ることなく運営ができていくという状況でございますが、今後も気を緩めることなく、さらに感染防止に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**樋口敏之議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** 今井秀実です。保険給付費で施設関係が伸びてはいるんですが、それほど大きな伸びではないという感じがしています。その理由は様々だと思うんですが、施設整備そのものが令和2年度、大きく前進していないというあたりが関係しているのではないかという思いがあるんですが、その辺をどのように評価されているかお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。令和2年度の施設整備の進捗状況でございますが、おっしゃるとおり、昨日も新聞紙上等にありましたとおり、ウッドショックなどということで資材の高騰、あるいは人材の不足といったところもありまして、なかなか施設整備が進まない状況もございます。

しかしながら、現在令和3年度に予定しておりました茅野市の特養の増床、転換の10床が既に令和2年度中に進んだということもございまして、そういったところが明るい兆しなのかなという気がしております。今後、第8期の事業計画内での施設整備、計画がされております。こういったものをしっかり確実に設置していくということが今後重要であるという認識でいるところでございます。

**樋口敏之議長** 今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** 茅野の特養で一定進んだ部分があるということですが、いわゆる特養の待機者の現状といいますか、令和2年度末の数字ではどんな状況になっているかについてお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。令和3年3月31日、令和2年度末の待機者の状況でございます。圏域内に587名の待機者がいる状況でございます。

**樋口敏之議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。中島保明議員。

**13番中島保明議員** 13番、中島保明です。主要な施策の成果説明書を見させていただいたんですけども、この中に、42ページ、43ページなんですけれども、新型コロナウイルス感染症対策ということで、その文書の2行目に情報収集・情報伝達ということで力を入れてやられたとあります。その情報というのはどんな情報なのか、具体的にひとつ教えていただければと思います。

それからもう一つは、43ページのほうに救急救助出動件数ということで、特に関係するのは左側の表の下の方の急病とか、その他のところの転院搬送、医師搬送、資器材搬送という、その辺に関連すると思うんですけども、何をお聞きしたいかという、コロナ関係の患者とか、そういう搬送、あるいは救急救助という実績的なことが数値的に、あるいは率的に分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 中島議員の質問にお答えをさせていただきます。初めに、コロナ対策ということで情報収集とは具体的にどのような内容かということでございますが、コロナ対策につきましては感染警戒レベル、あるいは県からの消防対応、あるいは県内消防におけるコロナ対応、そんなような情報を収集しながら、また特に重要となりましたのは地元諏訪保健所との連携・情報共有ということの中で、情報をいただきながら、感染防止対策を図りながら活動を行ってきたということでございます。

それからコロナ搬送の関係でございますが、令和2年4月以降、このようなコロナ感染症の疑いのある患者、あるいは搬送後に陽性であったという患者に対応しているという状況でございます。昨年の4月から昨日時点まででございますが、疑いの患者を58名搬送している状況でございます。また、そのうち搬送後において陽性だったという患者につきましては、実際には11名の方に対応しているという状況でございます。

このほか、新型コロナウイルス感染症の感染が確定した患者につきましては、これは消防の対応ではなくて保健所の対応となります。ただ、その患者の容体がよくないという状況、あるいは搬送が難しいという状況につきましては、保健所からの要請に基づきまして陽性者を移送するという業務にも当たっております。その業務につきましては、現在までに4件という状況になっておりますのでよろしく願いいたします。

**樋口敏之議長** 中島保明議員。

**13番中島保明議員** ありがとうございます。特に後半の部分については大変御苦労されていると思います。今後もよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

**樋口敏之議長** ほかに質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 令和2年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号を。福祉環境委員会に、議案第19号、議案第20号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号をそれぞれ付託いたします。

---

**樋口敏之議長** 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

**樋口敏之議長** 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 2時54分

## 令和3年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

令和3年9月29日（水）

午前 9時30分 開議

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第19号 令和3年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 議案第20号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 認定第 1号 令和2年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 2号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 3号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 4号 令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 5号 令和2年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

### 本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1  | 一般質問    | ページ | ページ          |
|-----|----|---------|-----|--------------|
|     | 1番 | 今井秀実 …  | 27  | 2番 金井敬子 … 33 |
|     | 3番 | 廻本多都子 … | 39  | 4番 望月克治 … 43 |
|     | 5番 | 藤森靖明 …  | 49  |              |

- 日程第 2～日程第 8

議案第19号から認定第5号まで7件一括議題

認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員長報告

議案第19号、議案第20号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員長報告

議案第19号から認定第5号まで7件各質疑、討論、採決

閉 会

### ○出席議員（22名）

- | 議席       | 議席      |
|----------|---------|
| 1番 森山岩光  | 2番 芳澤清人 |
| 3番 廻本多都子 | 4番 小山博子 |
| 5番 牛山正   | 6番 藤森靖明 |

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 7番  | 吉澤美樹郎 | 8番  | 川合弘人 |
| 9番  | 名取久仁春 | 10番 | 小松 壮 |
| 11番 | 吉田 浩  | 12番 | 今井康善 |
| 13番 | 中島保明  | 14番 | 今井秀実 |
| 15番 | 長田近夫  | 16番 | 伊藤玲子 |
| 17番 | 望月克治  | 18番 | 松山孝志 |
| 19番 | 樋口敏之  | 20番 | 森 安夫 |
| 21番 | 林 元夫  | 22番 | 金井敬子 |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者の職氏名

|        |        |           |       |
|--------|--------|-----------|-------|
| 広域連合長  | 金子 ゆかり | 副広域連合長    | 今井 竜五 |
| 副広域連合長 | 今井 敦   | 副広域連合長    | 宮坂 徹  |
| 副広域連合長 | 名取重治   | 副広域連合長    | 五味武雄  |
| 事務局長   | 花岡光昭   | 会計管理者     | 松木史江  |
| 企画総務課長 | 小池秀昭   | 情報政策課長    | 小池 徹  |
| 介護保険課長 | 上田佳秋   | 八ヶ岳寮寮長    | 牛尼淳夫  |
| 消防長    | 花岡則秀   | 消防次長兼総務課長 | 大槻秀次  |

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|     |      |           |      |
|-----|------|-----------|------|
| 書記長 | 藤森一彦 | 企画総務課総務係長 | 山本征幸 |
| 書記  | 今井 稜 |           |      |

令和3年9月29日(水)

## 第3回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 ( 2 - 2 )

開議 午前 9時30分

閉会 午後 0時19分

(傍聴者 なし)

開 議 午前 9時30分

**樋口敏之議長** おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員は22人です。

#### ○日程第 1

##### 一般質問

**樋口敏之議長** 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** おはようございます。今井秀実です。さきの大雨による災害で亡くなられた3名の方に心からの哀悼の意を表するとともに、8月、9月の災害で被災された方々にお見舞い申し上げます。この圏域の安全・安心を高めていくための一環として、今回の一般質問では前線による大雨災害での諏訪広域消防の対応について取り上げさせていただきます。なお、9月5日には茅野市で土石流が発生し、大きな被害をもたらしましたが、今回の質問では8月のお盆の時期の大雨災害時の対応に焦点を当てて質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(1) 救急出動等の状況。

本年8月の前線による大雨で諏訪広域消防管内の災害に対する救急出動等の状況及び対応はどのようなであったのか。8月14日、15日を中心に概要についてお聞きいたします。

以下の質問は質問席にてさせていただきます。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** おはようございます。それでは早速、今井秀実議員の御質問にお答えいたします。

このたびの前線による大雨災害における広域消防の活動状況でございますが、8月14日の午前11時頃から翌15日午後0時30分頃までの間に119番通報が141件あり、そのうち大雨に関わる通報が108件入電いたしました。

市町村別では、岡谷市56件、諏訪市31件、茅野市9件、下諏訪町12件という状況でございました。

また、この時間帯における救急要請は31件ございまして、そのうち大雨災害に起因するものが4件ございました。

次に、大雨に関わる活動の状況でございますが、家屋の床下浸水、小規模河川の溢水がほとんどでございまして、活動内容といたしましては、消防団員と協力し、土のう積みなどにより被害の軽減、さらなる災害防止のための活動を実施いたしました。

2日間の災害活動は、14日の夜10時頃から雨が小康状態となり一旦落ち着いたものの、15日の午前3時30分頃から再び大雨となり、それとともに119番通報が次々と入電。職員一人となり災害活動に当たってまいりました。

この災害での広域消防体制でございますが、管内各地で同時多発的に水害が発生した14日には、消防指令センター及び岡谷、諏訪、茅野、下諏訪の4消防署の職員を非常召集し災害対応に当たるとともに、消防長を本部長とした警防本部を設置し、災害状況や活動状況の把握、情報収集、国・県との情報共有等を行うとともに、大雨による災害はもとより、火災、救急、救助の要請にも対応できるよう、出動態勢や活動体制の確保を図ってまいりました。以上でございます。

**樋口敏之議長** 今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** この2日間、相当大変だったなということを改めて数字をお聞きして把握し直しました。

それで8月15日の未明には、岡谷市川岸東で土石流が発生するというので、今の連合長の答弁でも15日は午前3時30分頃から雨が激しくなって次々と119番通報という中で、事が推移してということで大変だったと改めて思うんですが、その時期の様子についてもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 8月15日に岡谷市川岸地区で発生いたしました土石流災害でございますが、指令センターに119番通報が入ったのは、朝5時26分でございます。この通報は、被災された家の人から現場付近にいた消防団員を通じて119番通報されたものでございます。

活動の概要は、現場に居合わせた消防団員と広域消防の各部隊が連携協力し救助活動を実施し、救急隊に引き継ぎ、救命処置を実施しながら医療機関へ搬送したというものでございます。

**樋口敏之議長** 今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** 非常に大変だったということが改めて分かりますが、全体として今回の質問で導き出したいことは、それぞれの連携とかがうまく進んできたのか、あるいは救急出動の対応とかがパニック状態にならなかったかというあたりを明らかにしていきたいと思いますが、自分の質問の通告では(2)と(3)の部分。消防団との連携、それから各市町村との情報共有・連携というこの二つをまとめてお聞きしたいと思います。今回の大雨災害による消防団、また市町村との連携、情報共有ということも含めてですが、どんなふうな状況であったのか、課題をどういうふう

に捉えているかお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 消防団との連携・情報共有でございますが、今回のように管内で同時多発的に発生する自然災害では、6市町村全てで災害が発生またはそのおそれがあることから、各消防署が単独で活動できる体制としていただいております。

指令を受けた消防署では消防署長と消防団長ほか幹部が一緒になって、災害発生場所や通報内容を確認しまして、その災害に必要な人員、車両、資機材を判断し、順次現場へ出動させるなど、連携して活動を行っているところでございます。

また、市町村との連携につきましては、災害対策本部等が設置された場合、原則消防署長が災害対策本部に入り、災害発生状況や活動状況等を報告するなど、相互の情報の共有を行っています。また、各市町村に設置の消防指令システムとつながる防災情報システムや、消防救急無線を活用することでリアルタイムな情報共有ができ、また、地震等により電話や通信回線が寸断された場合にあっては連携できる体制を確保しており、うまく機能できてきていると考えております。

**樋口敏之議長** 今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** 少し細かいことをちょっと聞かせていただきたいと思いますが、消防団というのは各市町村にあって、その地域を優先して対応したりするということであったりはするんですが、大きな災害が発生したりすると、その地域限定の消防団活動ではなくて、どこどこに力を集中するという対応もされてくるんだらうと思いますが、今回、岡谷市の土石流という例で考えると、そこに力を集中せよみたいな形の対応など、どんな様子であったのか。その辺、機動性を持って柔軟に対応できる体制になっているのかというあたりについてお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 消防団が地域優先の活動から、今回のような大きな災害が起こった場合に他の対応も行うということの中で、どんな状況であったかということでございますが、今回、諏訪広域管内全体において同時多発的にこういった土砂災害が発生してきているという状況の中で、各市町村につきましては先ほど申し上げましたとおり、各消防署で単独でそれぞれが対応するという形になっております。その中で、広域消防と消防団が連携して、次々に入る災害に対して優先順位をつけながら、順次全ての災害について対応していくという状況になっております。

その中でも、やはり大きな災害が起こりますと、地元の災害ではなくて同じ市町村の中での他の地域への出動という形にも消防団は対応しなければいけないということになります。今回の災害においても、岡谷市消防団からお話を聞いた中では、やはり地元の消防団は地元で対応しているという中もございまして、他の地域からの消防団も応援に来ているという状況をお聞きしております。以上でございます。

**樋口敏之議長** 今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** 今、消防団についてお聞きしました。ある程度の柔軟性を持って対応して、多くの消防団がここに集結せよという感じで対応もされたということですが、市町村のほうの関係

で言えば、まず広域消防の中で署単独で動けるような体制にするということで、先ほどの通報の数とかを考えれば、岡谷市、また諏訪市、茅野市、下諏訪町など、どこもそれぞれ大変で、浸水とかということで言えば諏訪市など的大変さということが改めて思い出されるんですが、署単独で動けるというルールみたいなものは実際にどのような形になっているのか。

広域消防なんだから単一であると。だけど、一つ一つの市町村単位である消防署というのと両方がうまく機能して、先ほどの消防団と同じように柔軟性をもって対応するということが必要かと思うんですが、そのあたりはどんな状況だったのでしょうか。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 消防署単独での活動、私どもでは署単独運用モードという形での対応となっております。この体制につきましては台風や大雨、それからゲリラ豪雨などの自然災害では、今回のように同時多発的に災害が発生して、119番通報や災害出動が集中してくるという状況でございます。このときに、現在通常の出動態勢で対応した場合につきましては、先に通報があった災害に集中して出動していくという状況になります。今回のように大きな災害があってそういった対応をしますと、その後の災害の対応が遅れていくという状況になります。

そのため、広域消防が保有いたします人員・車両を最大限に生かすために、人的被害それから人的危険が伴わないような災害、今回のような水害という状況のときにつきましては、管轄する消防署において、消防団や市町村それから関係機関と連携する中で、集中・重複する災害に効果的に効率的に確実に対応していくという体制ということで、この署単独モードというものを構築して今回も対応しているところでございます。

なお人的被害、今回のような土石流災害で被害が発生したという、こういった災害につきましては、この署単独モードということではなくて通常どおり、その災害に必要な消防力をもって最大限対応していくという状況でございますのでよろしく願いいたします。

**樋口敏之議長** 今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** 今言われた署単独モードというのが力を発揮する場合と、署を超えてどこかに力を集中するというその判断の難しさというのも、今回は比較的諏訪湖があふれて床下浸水、床上浸水とかという固まりで、それは諏訪消防署という固まりなど判断しやすかったのではないかと思います。その辺。今後予想されるさらに大規模な災害とかというときの署単独モードというのではない対応が必要だという判断は誰が行い、どういう形で進めていくのかお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 署単独モードと通常モードの判断、それから今後の大きな災害での対応ということでございます。判断につきましては、既に広域消防一元化に伴いまして消防指令センターにおいて出動態勢、出動指令の体制を確保しております。その中で、先ほど申し上げましたとおり通報において人的被害、危険があるという通報があった場合につきましては、先ほど申し上げましたとおりもう署単独モードではなくて、広域消防の持てる消防力をもって対応していくという体制で出動

しているという判断でございます。これも前もってそういった規定を設けまして、指令課の中で119番を受けた段階で判断をしていくということでございます。

それから、今後の大きな災害が起こったときの判断の対応ということの中でございますが、さらにこういった大きな災害が発生して、諏訪地域において複数多くの災害が発生してしまったという状況が発生したときにつきましては、全国どこの消防もそうなんですが、地元にある消防本部の持つ消防力、これだけで対応しようと思ってもなかなかできないという状況になってまいります。そういった中で、長野県全体の中での相互の応援体制、それから全国規模での緊急消防援助隊という応援体制、これらが構築されています。

そういった中で今後は、最終的にはこの要請につきましては市町村、広域連合長ということになりますが、最終的には連合長の判断で要請をかけていくという中で、先ほど申し上げましたとおり、当本部の消防力では難しいと判断したときには即応援をかけまして、あるいは国・県への情報提供も行っています。国・県からも状況に応じて応援はなくても出動してくるという体制もございますので、そういった中で全国の消防が協力し合って対応していくということでございますのでよろしくをお願いいたします。

**樋口敏之議長** 今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** (2) 消防団、それから(3)各市町村みたいな形で、そのやり取りの中で署単独モードという言葉聞くことができましたので、少し踏み込んで聞かせていただきました。

(4)に進みたいと思います。国・県の機関等との情報共有・連携の課題です。国・県の機関、各種ありますが、自分が主に描いているのは釜口水門管理事務所、それから諏訪建設事務所、それからNEXCO中日本などなんですが、そういう部署との連携とか情報共有について、今回はどのようなであったのかお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 国・県との連携ということでございますが、災害規模等によりまして直接県への即報や県を経由しての即報体制が構築されているということで、これによりまして情報共有や災害規模によっては、県内・県外消防本部からの迅速な応援を受ける体制というものは先ほど申し上げましたとおりでございます。

また、諏訪建設事務所との連携といたしましては、各河川の水位の状況であったり、釜口水門の放流状況、また主な道路の通行障害などの情報提供を受けて、災害対応に有効に活用させていただいているところでございます。またこのほか、高速道路等の通行状況等につきましても、消防指令センターとNEXCOとのホットラインというものが構築されておりまして、有事においては迅速な連携が取れるという体制を確保しておりますので、よろしくをお願いいたします。

**樋口敏之議長** 今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** ちょっと道路の関係ですが、県道などに土砂が入り込んで通れなくなった、あるいは中央道も土砂が流れ込んで通れなくなった、あるいはJRも浸水で通れなくなったという事例が今回まさに発生しましたが、そのあたりの連携というか情報伝達は機敏に、特に課題なく、



課題なくと言うと変なんですけど、迅速に対応できたのか、今後に通ずるような課題はないのかお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 道路の通行障害等、それから情報の伝達・収集ということでございますが、確かに議員のおっしゃるとおり今回、通行障害あるいは中央道での道路の通行止め、障害ということも発生しているという状況でございます。道路の通行障害につきましては、リアルタイムにやはり情報がなかなか取れないという状況でございます。

そんな中で、やはり私ども諏訪圏域、今回のように重複した災害が起きますと、消防団あるいは常備消防が各災害に出動していきます。それらの情報を指令センターから各活動隊に対して情報を提供する中で、現場に1秒でも早く着けるという体制を確保して対応してきているという状況でございます。また、完全に通行障害になってしまっただけでその先に進めないという状況につきましても、やはり指令センターから迂回ができるルートを指示するなど、現場へ到着できる体制というものを確保しているという状況でございますのでよろしくお願いいたします。

それから、中央道の通行障害は、今回確かに通行止め期間が長かったと報道でもされております。ただ、災害発生時においてはNEXCO中日本においても、やはりすぐに情報が取れないという状況でございまして、私どもが現場活動をするに当たって即リアルタイムに情報をいただいたという状況ではございません。ただ、現場からそういった情報を受けながらNEXCOに確認をしたり、あるいはNEXCOもやっとその時間帯に着くという状況でございまして、今後もそういった情報を相互に、情報を共有しながら対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

**樋口敏之議長** 今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** お聞きすると、やはり現場にいち早く駆けつけるという広域消防の第一の使命を果たすということで、それぞれの交通を担当している部署、建設事務所とかNEXCO中日本とかJRとかというところとの連絡調整そのものを広域消防本体がしっかりやれというのちょっと無理かなという感じも自分もしております。

今回の災害を教訓に、ぜひ検証していただいて、各市町村との連携また国・県の機関との連携、それで広域消防がどこまでその役割を果たせるのかというあたりは、ぜひ検証を深めていただきたいと思います。

では(5)に進みます。大規模災害発生時の対応ということで、もう既に先ほど一定のやり取りをちょっとさせていただきましたが、この2日間の災害対応から導き出される教訓や課題。例えばですが、通信指令システムはパンクしなかったのか、出動車両の不足等は起きなかったのか。また、今回もし起きなかったとしても、今後予想される大規模災害が発生したときに生かすべき点。どんなふうにつまえているかお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 今回の災害での教訓・課題ということでございますが、今回の災害は現在も避難指示が発令されているなど、継続した災害対応が行われている状況でございますので、改めて検証

は進めてまいりたいと考えております。

御質問いただきました消防指令システムのパンクにつきましては、今回はございませんでした。現在の消防指令システムでは、同時に最大8件の119番通報を受付することが可能となっております。今回の災害で同時に8件の入電や119番通報が鳴りやまないといった状況ではございませんでした。

それから次に、消防車両不足はなかったかということでございますが、消防団との連携により、出動車両が不足するといったような事態には至っておりません。しかしながら、今後発生するであろう大規模災害において当消防本部の消防力だけでは対応し切れない場合は、先ほども申し上げましたとおり長野県消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の出動を要請して、応援を受け入れていくという状況になってまいります。こういった場合に多くの消防隊を受け入れるという体制、それから関係機関、国・県、それから様々な関係機関との連携について、日頃から訓練等を通じて確認し合って有事の際に備えておくことが重要と考えております。

また、消防団との連携につきましても、広域消防と各市町村の消防団が強力な連携体制を維持していくために、引き続き合同訓練の実施や意見交換ができる場を利用して、積極的に顔の見える関係の構築を図ってまいりたいと考えております。

近年、人的被害を伴う自然災害が全国で頻発しております。圏域住民の安全・安心確保のため、広域消防、消防団、市町村、関係機関との連携の下、さらなる広域消防体制の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**樋口敏之議長** 今井秀実議員。

**14番今井秀実議員** 今回、パンク状態はなかったということですが、最後に言われたとおり人的被害を含んだ災害が全国でも多発していると。本当に多発しているなど。この圏域でもこの8月、9月だけでもすごい事態になっているということを考えれば、今言われた合同訓練をしたりとかということを積み重ねる。あるいは、マニュアル等の確認を常日頃からやっておくということはもちろんなんですが、もう一歩進んで、こんなに頻発していると今までのやり方でいけるのかということ。全県的な応援の協力をもらうとかということだけでは、ちょっと対応できない内容も生まれてきているように思います。その辺も含めて、ぜひ今回の災害の教訓の検証、それからさらに一歩前に進むような検討課題というのを見つけ出して進めていただきたいと思います。

以上を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**樋口敏之議長** 次に、金井敬子議員の質問を許します。金井敬子議員。

**22番金井敬子議員** 質問番号2番、議席22番、金井敬子です。介護保険事業について、8月からの介護保険施設の利用に係る制度見直しについて通告いたしました。制度の見直しは国によるものではあります、その影響や対策などについて、事業運営者である広域連合にお聞きしてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

この8月から、補足給付の変更及び高額介護サービス費の負担限度額引上げが行われました。まず、補足給付についてです。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護

保険3施設や短期入所を利用する低所得者に対し、食費と居住費の一部を介護保険から給付するのが補足給付の制度です。

もともと介護保険の給付に含まれていた施設入居者の食費、居住費を、ホテル宿泊時と同様に払うべきと、国は2005年に全額自己負担としました。しかし、負担があまりに大きくなることから、低所得者である住民税非課税世帯の負担軽減策として導入されたものです。ところが今回、預貯金要件の変更及び食費の負担限度額の変更が行われ、この低所得者対策が縮小されたことにより、利用者や御家族にとっては大変な負担増が生ずる事態となったわけです。

まず預貯金などの資産要件の変更ですが、これまで預貯金などの残高が本人1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下という基準でしたが、8月から本人の要件が厳しくなりました。負担は8段階に分けられる介護保険加入者の収入のうち第1から第3段階までの区分が補足給付の対象がありますが、今回の改正では第3段階をわざわざ二つに分けました。

第1段階の1,000万円に変わりはありませんが、第2段階では650万円以下、第3段階①では550万円以下、第3段階②で500万円以下という細分化と資産要件の引下げが同時に盛り込まれました。これにより補足給付の対象から外れる利用者が生じてしまうことになります。補足給付の対象から外れたら、一月当たり3万5,000円から6万9,000円程度の負担が増える人も出てきます。

また食費については、本人の年金収入が120万円を超える第3段階②の利用者の食費負担が大幅に増やされることになりました。施設入居者の場合、月額5万9,000円から8万2,000円へと、実に2万2,000円もの負担増です。ショートステイでも第2段階から第3段階②まで食費負担が増え、1日当たり210円から650円もの増額となりました。

補足給付そのものが受けられなくなる事例も含め、変更前からこの内容を知った方々から、支払わねばならなくなるお金が増えることで、これまでと同様な施設への入所やショートステイの利用が継続できるのか不安との声がケアマネジャーや施設に寄せられていました。また、事前に説明を受けていた方でも実際に8月分の請求が届いた9月になって、こんなに負担が増えたのか、これではたまらない、続かないと驚かれる方もいらっしゃったはずです。月に約2万円から7万円の負担増となる人が続出していると、複数の報道でも取り上げられています。

利用者や御家族への事前の説明は各介護施設やケアマネジャーに任されていたことではありましようが、広域連合や各市町村にはこうした声は届いていないでしょうか。まずその点をお聞きし、以下は質問席にて質問させていただきます。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** それでは、金井敬子議員の御質問にお答えいたします。

今年度を初期とする第8期介護保険事業計画に向けて、国では社会保障審議会介護保険部会での介護保険制度の見直しに関する意見等を踏まえ、介護保険法施行令等の一部を改正しました。改正の趣旨は、負担能力に応じた負担とする観点から、高額介護サービス費における一定年収以上の世帯の負担上限額及び特定入所者介護サービス費における食費の自己負担上限額等の見直しを行うと

いうもので、本年8月から施行されています。

特定入所者介護サービス費、いわゆる補足給付の見直しにつきましては、一定の収入等の要件により施設入所者及びショートステイの食費の助成について負担限度額の上乗せが行われたほか、食費・居住費の助成の要件となる預貯金等の基準について、所得段階に応じて基準額を細分化し実施されているところであります。

今回の見直しによる問合せは、諏訪広域連合及び各市町村において現在までに数件いただいている状況であります。内容は、昨年は対象であったが今年対象にならないのはなぜか、また対象になったが食費が増えるのは大変だといった内容が主なものでございます。

諏訪広域連合といたしましては、各市町村と連携を図り、親切で丁寧な説明に努め、制度への御理解をいただいてまいりたいと考えております。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** ただいま連合長の答弁でも触れられておりましたが、高額介護サービス費の負担限度額の上限額の引上げについてもお聞きしたいと思います。この上限額は2年前の月4万4,000円への引上げに続く見直しが今回行われたこととなります。利用者負担の上限額が現行の4万4,000円から、課税所得が380万円以上690万円未満の65歳以上の方がいる世帯は9万3,000円に、課税所得が690万円以上の65歳以上のいる世帯は14万100円にと2枠が新設され、負担が増える利用者が発生することになりました。

負担能力に応じた負担を図る視点から、一定年収以上の高所得者世帯についての見直しということでもありますから、先ほどお聞きしました補足給付の見直しに比べたら痛みは少ないのかもしれませんが、しかし、介護保険制度導入以降どんどん利用者の自己負担が増やされていくことは看過できません。そして、昨年来のコロナ禍です。収入が減り、介護保険サービスを利用する利用者を支える側の御家族も大変厳しい経済状況に置かれているのが実態ではないでしょうか。高額介護サービス費の見直しについてはどう捉えていらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。高額介護サービス費につきましては、先ほどの補足給付のところでも御説明をさせていただきましたが、こちらにつきましても見直しが行われたところでございます。

前回の見直しにつきましては、平成29年8月にやはり行われております。利用者負担1割の被保険者単独世帯には、3年間の緩和措置が取られておりました。今回の見直しでは、具体的には利用者負担の上限額が4万4,400円となる現役並み所得の区分が、被保険者本人の収入金額により3段階に細分化されたところでございます。

しかし、この細分化された今回の見直しでは、上限額が引き続き4万4,000円となる区分の被保険者本人の年収要件が、見直し前は383万円以上であったことに対しまして、見直し後は770万円未満と引き上げられたため、今回の見直しによる影響が出る対象者はかなり限定的であると考えているところでございます。やはり先ほどの補足給付と同様に、こういった問合せについ

ては広域連合及び各市町村窓口にもお問合せが若干来ているという報告を受けているところでございます。以上です。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** それでは、補足給付の変更に話を戻しますけれども、厚生省は今回のこの改正により全国では約27万人が対象となり、これに伴う関連予算の削減額が年間100億円程度と試算していたようですが、当広域連合ではこの制度変更の影響がどうなると試算されていたのでしょうか。また、若干の問合せは広域各市町村窓口に来ているということではありますが、その影響を今後どう把握していくお考えなのか伺いたしたいと思います。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** お答えをさせていただきます。こういった制度変更の影響の試算等につきましては、第8期介護保険事業計画の策定に当たりまして、国から示されたワークシートを用いて、総人口、高齢者人口等のデータのほか令和元年度から令和2年8月分の給付実績、こういったものによりまして、昨年度計画期間内の総給付費を推計し、保険料の算出を行ったところでございます。

国から示されておりますこのワークシートでは、今年8月からの見直しに伴う影響額を加味しております。事業計画期間の3年間の総給付費では、補足給付の見直しに伴う影響額を約4億4,000万円の減、高額介護サービス費の見直しに伴う影響額を約4,000万円の減と試算し、保険料へ反映させているところでございます。

今回の見直しは、国では負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、一定以上の収入のある方に対して負担能力に応じた負担を求めるものとしておりますが、諏訪広域連合といたしましては、サービス利用者の負担増による影響につきまして、今後各サービス利用者や給付実績等のモニタリングを実施する、そういったことにより状況把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** ぜひ丁寧に利用者、御家族、そしてケアマネ、各介護事業者等から聞き取りをし、状況把握に努めていただきたいことを要望いたします。

しかし、そうは申しましても、やはり被保険者、サービス利用者にとって負担増であることに変わりはありません。こうした制度改正による負担増による生活困窮などに対して、厚生労働省は食費・居住費の特例減額措置や社会福祉法人などによる利用者負担軽減制度事業を案内しておりますが、これらにも様々な条件、あるいは全ての社会福祉法人が軽減制度の事業を実施しているとも限りません。当広域連合で利用可能な負担軽減策にどのようなものが挙げられるのでしょうか。そして、もしあるのであれば、それを先ほど来、丁寧に説明して理解を得ていくという答弁がありましたけれども、それをいかに住民に伝えるかも大変大切なことになってくるかと思っております。その点についての広域連合としてのお考えをお聞かせください。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 利用者負担の軽減策についてお答えをさせていただきます。諏訪広域連合

独自の取組といたしまして、先ほど議員からありました社会福祉法人の減免以外に、介護保険利用者負担額助成事業、こちらがございます。

この事業につきましては、介護サービスの提供を社会福祉法人の事業者から受けた場合、低所得者等に対する利用料の軽減をする、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を社会福祉法人以外の介護サービス事業者から受けた場合にも同様に軽減するとしたものです。

なお、これら利用者負担の軽減事業の周知につきましては、制度案内のリーフレットを7月に全認定者に送付する介護保険負担割合証に同封して御案内させていただきました。またそれとともに、諏訪広域連合及び諏訪広域6市町村のホームページに掲載するほか、サービス利用ガイドブックを作成し、市町村窓口等で御活用いただくなどの取組を実施しているところでございます。今後も、こういった制度の周知につきまして、親切丁寧に説明をしてみたいと考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 厚生労働省も、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の活用促進を図るよう、通達文書を出しているかと思えます。当広域連合には広域独自の事業での助成制度も含まれているということではありますが、現在その利用者の負担を軽減するための制度は、広域単独の助成制度も含めると、現在行われている減免制度と数自体は、対象になる介護事業所の数としたら全く同様という理解でよろしいのでしょうか。それとも社会福祉法人の中でも、これからこの制度をうちの事業所でも行いますので手挙げをしますということもあり、数が増えていく可能性というのものもあることなのか。その点を確認させてください。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** お答えいたします。社会福祉法人の減免につきましては、県に社会福祉法人がまず手挙げをしていただく、申請をしていただくようになっております。広域独自で取り組んでおりますこの軽減制度につきましては、その社会福祉法人以外の方がサービス提供をしたものに対しても対象とさせていただきます。しかしながら現在、諏訪広域連合において軽減事業を実施している対象者は同一となっているところでございます。以上です。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 分かりました。ではその軽減制度を受けるためには、利用者あるいは御家族がこの制度を利用したいと手挙げをする申請が必要という理解でよろしいのでしょうか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 社会福祉法人自体は県のほうに手挙げをしていただくようになります。しかしながら、軽減対象者につきましては諏訪広域連合のほうに申請書を上げていただくということになります。このサービスを利用したというものに対して申請をいただくようお願いをしているところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 必要な人がその申請を漏れなくできるようにすることがまず必要かと思うのですが、この8月からの制度が変わったことによって、施設入所やあるいはショートステイの利用の継続が困難になってしまう事例が発生してしまうこと。あるいは入所以降の経済的負担を考慮して、例えば特別養護老人ホームなどへの入所申込みを断念するといった事例が発生してしまうことが大変心配となっています。またそのことによって、御家族の介護に関わる経済的、肉体的、精神的な負担増も大変心配されるところであります。

入所が不可能であったり、あるいはショートステイの利用が継続不可能になってしまうことによって、もしかしたら在宅の介護を選択せざるを得ず、家族の介護離職が発生するといった事例も起こりかねません。そして何より、弱い立場の方々に対して次々負担を押しつけてくる介護保険をはじめ、社会保障制度の改悪を続ける政府に対し憤りを感じざるを得ません。

今回の改正による影響をしっかりと把握いただいて、利用者・家族の側に立って、国にもしっかりと当広域内で起こっている状況、あるいは今後の制度に対する御意見を国に述べていただく姿勢を広域連合に求めたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** お答えをさせていただきます。今後、この制度改正は8月の利用から適用になっております。したがって、これからそういった生の声、そういったものが出てくるのかなと思っております。

今までも諏訪広域連合、各市町村窓口等にお問合せをいただいているところでございますけれども、なお一層の問合せ等が予想されるところでございます。6市町村ともしっかりと連携を取って、そういった利用者の皆さんの声の聞き取りをし、またこういった状況であるということも県などを通じて上げていきたいと考えております。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** ぜひ利用者・御家族の側に立つ姿勢を堅持していただくことを望みたいと思います。

それから先ほど来、被保険者、それから家族に丁寧な説明をとという中で触れられましたけれども、もし私が見逃しているだけなら大変申し訳ないことかと思うんですが、今回の制度の改正については、広報紙「広報すわこういき」の6月号には説明が載りました。しかし、広域連合のホームページ内の介護保険のページには、この制度改正に関わる情報提供はなかったかと思うんですが、これは私の見間違いというか、認識不足なんでしょうか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** まず広報につきましては、今おっしゃっていただいたように6月の「広報すわこういき」で御案内をさせていただきました。

すみません、ホームページにつきましては私は載っているものとばかり思っておりましたので、ちょっと確認をさせていただきます。しかしながら、市町村のホームページには確実に載っておりました。それは確認をさせていただきますので、また広域連合のホームページをしっかりと確認させて、

載せていくことを徹底してまいりたいと考えております。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 広域連合のホームページ、新しくなり以前よりも大分見やすくなったかと思えます。ですが、こうした大事な情報はトップページからすぐに飛べるように御配慮もいただきたいことも申し添えたいと思えます。

そうは申しましても、被保険者・御家族の皆さんが常にホームページ等に情報を求めて、全ての人が見ていただける状況には100%行かないかと思えますので、ホームページ以外の。先ほども、もう7月には個別に御案内通知等を送っているということですが、これは様々な通知についても言えることですが、役場から来るような通知は難しくて分からないという御意見も多々寄せられておりますので、引き続き分かりやすく丁寧な説明と状況把握に努めていただくことを求めた上で、私の質問を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、廻本多都子議員の質問を許します。廻本多都子議員。

**3 番廻本多都子議員** それでは、通告に従い一般質問を行います。

初めに、介護保険制度が始まって20年が経過し、制度は3年ごとの見直しをしていく中で法整備をしていくとして、当初ヘルパーなどの介護職が充足していない、また懸念であった施設整備や入所待機者の解消などもありました中で、見切り発車をした制度ではあります。家庭から社会的な介護へと始まった介護保険制度は、法的な支援から民間の事業者へとその責務を移行していきました。

介護の質の向上を目的に、家庭介護から社会的な介護へと基本理念の下、始まった制度です。多くの民間の事業者が立ち上がりました。しかし今はどうでしょう、利用者の要支援者は介護保険制度から外され、自治体の総合支援事業に移行。施設入所は介護度3以上とされています。施設入所待ちの数は相変わらず横ばい状態です。今は在宅介護が基本となり、家族の介護のための離職が問題にもなっています。

この間、民間の事業所はこの介護保険制度を支えてきました。しかしながら、介護職の不足や介護報酬が低過ぎるなど、事業所の運営が困難になっているなどの問題がありました。加えて、昨年度からのコロナ感染症のパンデミックです。基礎疾患を持つ高齢者が多く利用している介護現場の定期的なPCR検査の拡充も進んでいません。今年度の介護報酬の改定は0.7%と微増です。そのうち、新型コロナウイルスに対応するためのかかり増し経費。この特例措置をプラス0.05%、これも令和2年度9月末までの特例措置です。この引上げ幅では深刻な人手不足や過酷な労働環境、経営難などのコロナ以前からの介護事業所が抱える賃金水準の底上げの根本的解決には不十分です。そこで今、介護事業所の運営状況がどうなっているかを質問します。

第1の質問です。コロナ禍で業務が倍増し、サービスの利用の控えなどもあったのではないかと。また、人手不足は解消されているのでしょうか。まずはコロナ禍におけるこの事業所の運営状況をお聞きします。

あとは質問席にて行います。



**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** それでは、廻本多都子議員の御質問にお答えいたします。

まず、諏訪広域内の介護サービス事業所におけるコロナ禍の現状についてお答えいたします。諏訪広域内の介護サービス事業所につきましては、これまでに少人数での感染者の報告がされておりますが、クラスター発生の報告はなく、また、事業所を停止し必要なサービスを提供できなくなったといった事業所は確認されておられません。このことは、各事業所において介護サービスを提供するに当たり、高齢者等の生活を維持するために十分な感染予防対策を講じていただいているためと考えております。

また、介護従事者は常に自分がウイルスを持ち込んでしまうのではないかという不安を持ちながらサービス提供に当たっていることなどから、事業所の管理者がコロナ禍でストレスを抱える職員のメンタルヘルスの対応をしていただいている状況なども御報告をいただいております。

そのほかでは、入所系の事業所ではワクチン接種が進んでいる状況ではありますが、利用家族の面会なども引き続きオンラインや窓越しでの対応をお願いするなど、感染予防と御家族の要望の両面で御対応をいただいております。

また、地域密着型サービスに義務づけられております運営推進会議につきましても、従来は地域住民の代表や行政が事業所に集まり開催しておりましたが、現在は開催を見送っている状況でございます。

介護保険サービス事業所におきましては、さらにボランティアの受入れや、利用者家族を招いての行事、地域の子供たちとの交流なども中止をしているため、外部との交流ができない状況が続いており、利用者にとってもストレスを感じている状況と伺っております。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3 番廻本多都子議員** 確かに、本当にコロナ禍において介護者もそうですけれども、利用者も本当に不安を抱えながら生活をしていると思うんです。ですが、先ほど連合長の答弁にもありましたけれども、少人数の感染はあったけれども、その中でクラスターは発生しなかったと。各事業所が努力をして、そういう中で感染防止をしっかりしている成果ではなかったかという答弁がございました。本当に介護職の方々は不安を抱えながら、利用者も不安を抱えながら、この感染症の対応をずっとしてきたと私も理解をしております。

次の質問ですけれども、こういった体制の確保についての質問でありますけれども、人手不足がずっと取り沙汰されてから久しい中で、その上今回コロナ感染症の感染対応をしていくというわけです。今までの介護に感染予防も加わり、入所者は家族の面会もオンライン、別室での対応。また、こういった事業所は出入り業者もたくさんいらっしゃるんですけれども、そういった方たちも非常に対応をしっかりとされていたと事業所から聞いております。こういった中、仕事は増えていく、不安も増えていく、しかし、しっかりと介護はしなきゃいけない。体制は十分なのか、そこら辺のところをお聞かせください。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** お答えいたします。介護従事者の十分な確保、こういったことにつきましてはコロナ禍以前から課題となっております。新型コロナウイルス感染症を起因とした離職等による人員不足、こういったものは現在のところ報告をいただいている状況でございます。

一方、他業種でコロナ禍によりリストラされてしまった方、こういった方が新たに介護業界に転職したといったケースも、若干ではあります。御報告をいただいているところでございます。いづれにいたしましても、現在のコロナ禍での雇用の影響につきましては、引き続き動向について注視をしていきたいと考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3 番廻本多都子議員** 本当に、介護職が足りないという中で、対応が増えたわけですね。そういう中で、人員不足は今のところないと、各民間の事業者からの報告はなかったと。苦しいことは苦しいと思うけれども、広域連合のほうにそういった報告はなかったということですね、本当に介護職って今まで20年間、この介護保険制度を支えてきたんです。その中でこのコロナ禍、本当に大変な思いをしているので、引き続き人員不足といったところには、先ほど答弁がありましたように、しっかりと注視をしていただいて、いかに介護の人手不足を解消するかを今後も考えていっていただきたいと思っております。

次の質問でございますけれども、連合長からこの諏訪圏域では施設内のクラスターは発生していないと答弁がありましたけれども、たまたまなかったと考えております。非常に感染力が強い、そしてまた一旦収まったかなと思ったら、2波、3波、4波、5波と、どんどん感染も、新しいデルタ株等々によって感染力が強まった中で、非常にそういった感染は広まったり収まったり広まったり収まったりが繰り返されていますので、今後施設内のクラスターなどが発生したらどうでしょうか。

県内では、ほかの自治体でのクラスターも発生をしております。この体制で、私が考えるに、先ほど答弁があって人手不足はないという答弁でしたけれども、今ぎりぎりの状態の体制の中でクラスターが出ると利用者はどう対応していくのか。そこへ行って閉鎖したりしないといけないし、全員がPCR検査で陰性が確認されるまで閉鎖しなければいけないのか。その辺のところの対応策をどのように取っているかをお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** お答えをいたします。介護サービス事業所等の職員が新型コロナウイルスに感染し、同一施設あるいは同一法人での対応をしたにもかかわらず人員の確保が難しい、こういった場合につきましては、県が高齢者施設の関係団体と調整を行い、必要に応じて応援職員を派遣する支援体制が整備されているところでございます。

その際には、感染が発生した事業所の利用者の受入れや、応援職員の派遣を行った事業所に対しまして、県が実施する介護サービス事業所との連携支援事業の補助金も活用可能となっているところでございます。諏訪広域連合では、広域内の事業所で感染者が発生した場合には、その事業所の状況を把握し、県と連携して対応してまいりたいと考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3 番廻本多都子議員** 今回の答弁だと、県と連携をして他の施設から応援職員を派遣すると。そういうシステムというか、そういうことはきちんとできたと思うんですけども、今回は発生していないのであれなんですけれども、現実にそれがどうなのかなという。

例えば施設で見えたりいろいろする介護職の方々というのは非常にプロですので、その人その人なりを、高齢者にとってもいろいろな方がいらっしゃいますので、その人なりのプロ意識を持って介護されていたと思うんですね。いきなり違う人が来て、その高齢者が受け入れられるかという部分もあったり、非常に細部のことを考えると体制を整えた、システムを整えた、それは確かにいい傾向だと思うし、補助金も出ているので、そういったところでは、いざとなったときに事業所が困らないとはなっていますけれども、本当に細かいことを言わせていただければ、本当に非常に繊細な部分なので、今の体制が十分あればそんなこともしなくていいのかなとも思いますけれども。分かりました、そういう体制は十分にできているということで理解いたします。

非常に時間がたくさん余っておりますけれども、私の質問は事業所についてのシンプルな質問ですので、最後の質問に入らせていただきます。さきに述べているように、事業所の運営に対しての収入は介護報酬、これのみです。国が決定した今年度の介護報酬、微増です。事業所の運営は厳しいと思います。倒産や事業所を閉鎖、こういったことがありますか。

昨日の、昨年度の運営状況の報告の中では、広域全体で4事業所が減った、こういう報告を受けました。コロナ禍の影響でそうなったのではなく、同じ法人の中で統廃合、こういった結果という答弁でありましたけれども、事業所そのものは小さくても一人一人を見なければいけないところでは、十分な介護職の人数・体制を確保しなければいけないと私は今でも思っているんですけども、そういう中で、人手が足りない中でパンデミックも起こってしまった。事業所の人たちも苦しい思いをしているんです。

先ほど人手不足はないという、報告を受けていないという答弁でございましたけれども、民間事業所に委託をしてやってもらっているわけですので、その辺の事業所の現状把握というか、経営も困難でしょうし、はたから見てもこんな診療報酬では十分な介護職への給料も差上げられない。そうなる、なかなかそっちに人が流れるということもないという、負の連鎖に陥ってしまっているような状況もあるので、事業所の運営をきちんと把握していただきたいと私は思うんです。今までも十分把握していたと思うんですけども、事業所に対するアンケート調査、そういったこともしていただきながら現状把握、今後どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** お答えいたします。今年度の介護報酬改定につきましては、議員のおっしゃるとおり確かに本当に少しでして、実際のサービス提供事業者については、やはり経営が苦しいというお話も聞いているところでございます。諏訪広域連合といたしましては、今年度のこの介護報酬改定からここで半年が経過するところでございますので、今後これらの影響などにつきまして事業所等へのアンケートなどによりまして、しっかり状況を把握してまいりたいと考えているとこ

ろでございます。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** 本当に私も個人的に聞いたりすると、経営をやっていくのに大変だと聞いています。しかしながら、やっぱり地域にはそういった介護をしなければならない、利用される方々もいらっしやるので閉めるわけにもいかないし、何とか維持しているという声も本当に聞いています。

そういう中で、広域連合としてこの諏訪圏域にある介護事業所の実態の把握に今後もしっかりと努めていただきたいことと、何よりも事業所が閉鎖してしまったりなくなってしまうと、利用者は事業所のサービス利用によって生活をしているわけです。その家族にも影響を与えると考えられます。事業者が頼りです、大変助かっていますという利用者からの声をよく私も耳にします。事業所の運営が困難な状況での問題の把握にしっかり努めていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

**17番望月克治議員** 日本共産党の望月克治です。一般質問を行います。

介護予防・日常生活支援総合事業の現状についてお聞きします。2015年度から多様な主体による生活支援、介護予防サービスの重層的な提供を目的として、介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。地域包括ケアシステムにおいて互助がうたわれ、費用負担が制度的に保証されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組の強化が求められ、それまでは介護保険制度の中で基準単価が全国一律で行われていましたが、介護予防・日常生活支援総合事業では各市町村が主体となり、地域の実情に応じたサービスの提供が創意工夫によって実施できるようになるとされています。それによって、ボランティアなどの介護の資格を持たない方による事業も可能となりました。

そこでお聞きします。この事業が始まって6年が経過しましたが、求められていた成果は出ていますか。以上、答弁を求めます。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 望月克治議員の質問にお答えをいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成27年4月の介護保険法改正に伴い、それまでの地域支援事業の内容を拡充し実施されることとなりました。諏訪広域連合においては、平成28年度までの経過措置期間で移行準備を進め、国の指針である、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指して、平成29年4月から実施しているところであります。

具体的には、要支援認定を受けた方が利用していた予防給付サービスのうち、通所介護及び訪問介護を各市町村が実施する介護予防・生活支援サービス事業へ移行したほか、介護予防事業として、65歳以上の全ての方を対象とした一次予防事業と、基本チェックリストの該当者を対象とした二

次予防事業を各市町村が実施する一般介護予防事業へ移行し、実施してきたところでございます。

介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、介護予防教室等を開催する介護予防普及啓発事業や、介護予防に関する地域活動など、その事業や組織を支援する介護予防活動支援事業など、各市町村が実施する一般介護予防事業によって、要支援認定者等の多様なニーズに対応し、地域の実情に応じた生活支援の選択肢を広げることができていると考えております。

また国の指針では、総合事業の実施に関する総則的な事項において、総合事業と予防給付の費用の伸び率が中長期的に、サービスを主に利用している75歳以上の高齢者数の伸び率程度となることを目安に努力するとの目標設定を示しています。諏訪広域連合では、平成29年度の事業開始から、この目標設定にある75歳以上の高齢者数の伸び率、これを用いて総合事業の各市町村の枠組みをお願いしています。それによりほぼ毎年、この計画内での事業実施が行われてきており、引き続き国の指針による目標を意識し、取り組んでまいりたいと考えております。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 国の指針に基づいて、高齢者の増加に伴って行っていくということですが、地域の実情に即した取組ができるというように目標としてなっているわけですね。ではその地域の実情に即したことをやれば、当然のこと介護予防ということですから、介護度は重くなる。新しく介護が必要になるという人が減る、そこを目指して介護予防制度、介護予防の1、2、3とかを設けてやっているわけですが、そうした成果が確認できる数値的なもの。確認はできているのかというのをお聞かせください。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** お答えいたします。現在、諏訪広域連合、各市町村と一緒に使用している介護保険システムにつきましては、標準的な内容については国が提示する月報等の数値を算定する、引っ張ってくるというのに対応している状況であります。議員のおっしゃることを確認するためには、要支援の被保険者個人一人一人を更新認定時の介護度に変更があったかどうか追跡調査をする必要がございます。そういった今システムの仕様になっていない状況であります。

したがって、現状での確認をする際には年度年度の要支援者数にどんな変化があったのか、そういったことにより判断するということが今現状での可能な作業かなと思っているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** そういう数字は介護制度のあらましといいますか、昨日も報告をいただいたそうした資料で全部分かるんですけども、非常に大まかな。連合長のお答えにもありました、高齢者の人数が増えました、その割合に準じてというか、その割合以下に介護の認定者の数を抑えていくという目的なんですけれども、非常に大まかで実態に即しているのか。そこで何をしなければいけないのかというのが全然見えてこないと思うんです。

例えば、いきなり介護認定で要介護3とかになっちゃう方もおられるわけです。亡くられる方もおられます。誰もがみんな要支援1から始まって要支援2に行つて、要介護1、2、3と順々に

上がっていくというわけではないです。そう考えると、このシステムというのはそれぞれの人がそれぞれの地域で暮らしていく上で、介護予防、重症化・重度化を抑えるために、その地域に即した手当てをしていくんだよということが主な目的なわけです。けれども、今その主な目的が果たされているのかどうかという検証が一切できない状況なわけです。

年々の全体の数は分かります。全体の数は分かりますけれども、今言ったように亡くられる方もおられれば、もしかしたらよくなって介護が必要なくなるという人もいるかもしれない。そうした状況の一つ一つを見ていかないと、ここに手を入れなければいけない、こうした介護予防のやり方がいいんじゃないかと、いろいろな事業、各市町村は知恵を絞ってやっています。そのどれが効果が上がっているのかという検証は、今の大きな数字の把握ではできないと思うんですが、この点はいかがお考えですか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** お答えをいたします。議員のおっしゃるとおり、実際に要支援認定をされた方のそれ以降の介護予防事業を得て、次回更新認定時にどうなっていたのかという、先ほども申し上げましたけれども、その特定の方を絞ってやはり見ていく必要があるんだと考えております。

現在は諏訪広域連合におきましては、先ほども申し上げましたとおり要支援認定者数全体で今は捉えているという状況であります。それが増えていくということイコール、それは介護予防事業がしっかり成果を上げて要介護に上がらない、そういった方が増えてきているということが一つの判断材料であるのかなと考えているところではあります。

もっと精度を上げろということになりますと、やはりシステム改修等が必要になってくることから、やはり6市町村のそれぞれの担当の皆さんともお話をし、合意を得る中で検討していく必要があるのかなと考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 私が調べたというか、知り合いの議員仲間に聞くと、介護認定度を更新しますよね。そのときに認定度合いが上がったか下がったか、上がったというのか下がったというのか、そういう変化を捉えている自治体はあるんです。その自治体の話を聞くと、この制度が始まって以降、重度化する人の割合が増えている。それは確実に数字に出ているというんですね。

それはなぜかという、この制度が始まる前は資格を持った有資格者が介護予防というものを知見に基づいてやっていた。でも、ボランティアの皆さんの協力を得られるようになった。それはいいことなんです、その知見がないがために、そういう影響が出ているんじゃないかということも懸念されています。

そういうことも含めて、やっている事業一つ一つにどういう効果があって、その結果がどう出ているのかというのは、やっぱり一人一人を見ていかないと、全体を見ていたのでは、この制度自身が地域に即した、その地域性を生かした対応をするということが目的なわけですから、全体の変化、人数だけ見ていたのではこの制度の本当の検証はできないと思うので、ぜひ検証の仕方、データの取り方等を検討していただくことをお願いして、この質問を終わります。

続いて、もう一つの質問をさせていただきます。消防体制についてお聞きします。新型コロナウイルス感染症の拡大で、首都圏で搬送先が見つからずに救急車が立ち往生したり、搬送を中止したりする事例があると伝えられています。諏訪広域消防管内ではこうした事例はあるのか、そうした状況になるおそれがあるのか。以下の点についてお聞きします。

1. 首都圏では緊急搬送に大きな影響が出ているが、諏訪広域消防における影響はありますか。
2. 現状の消防職員の感染対策、施設等の感染対策はどうなっていますか。
3. 今後の感染拡大の可能性を見据えた対応は検討していますか。

以上、答弁を求めます。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 御質問にお答えをいたします。

初めに、諏訪地域には救急患者を受け入れることができる、救急告示病院である二次救急医療機関と救命センターを擁する三次救急医療機関が合計で7施設ございまして、救急搬送のほとんどがこれらの病院への搬送、収容となっております。

諏訪地域に、新型コロナウイルス感染症の感染者が報告された令和2年4月以降の救急搬送の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で複数の医療機関に収容を断られるといったような、いわゆるたらい回しの状況や、搬送先の医療機関が決まるまで長時間現場に滞在したという事例は発生しておりません。

また、当消防本部管内の令和3年1月から現在までの119番が入ってから病院へ到着するまでの所要時間は、平均で35分5秒でございまして、新型コロナウイルス感染症が流行する前の令和元年中と比較しても、今年のほうが30秒ほど早いという状況でございまして、首都圏のような新型コロナウイルス感染症による救急搬送への影響は現在のところないものと認識をしております。

それから二つ目の質問でございますが、職員の感染対策、それから施設の感染対策ということでございます。初めに、救急活動における感染防止対策でございますが、救急隊員は全ての救急出動において、感染防止衣、サージカルマスク、手袋、ヘルメットを着用し現場活動を行っております。

また、傷病者が発熱、せき、呼吸苦等の新型コロナウイルス感染症を疑わせるような症状を訴えている場合は、より感染防止効果の高いN95マスクの使用やゴーグルなどを着用し、感染防止の徹底を図っているところでございます。さらに救急車内は狭くて密閉空間であるということから、傷病者からの飛沫の拡散を防止するために、傷病者の上半身を透明なビニールシートでフード状に覆う資器材を今年度導入し、全ての救急車に配備するなど、感染防止対策の強化を図ってきているところでございます。

また、消防指令センターでは、救急要請の全ての事案において、発熱、せき、感染者との濃厚接触や最近の旅行歴等を確認するとともに、救急搬送される傷病者の方や同乗される御家族等の方にもマスクの着用をお願いしております。

次に、救急出動後の感染防止対策でございますが、消防署に戻りました救急隊員は直ちに手洗い、うがいを行うとともに、救急車内及び使用した資器材を細部にわたり消毒アルコールなどにより消

毒を実施しています。

また、救急搬送後の検査により傷病者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合などにつきましては、出動した隊員の検査を実施するなど、救急車や救急資器材、救急隊員を介しての感染拡大防止を図っているという状況でございます。

次に、消防施設内の感染対策といたしましては、新型コロナウイルス感染症警戒レベル別対応方針を策定いたしまして、感染警戒レベルに応じた感染防止対策を実施しております。具体的には、全ての消防施設におきまして1日3回の定期的な消毒を実施するとともに、ビニールやアクリルパネルなどを活用した飛沫防止対策を講じているところでございます。

また、来庁者の対応といたしましては、手指消毒及び体温測定を実施していただき、来庁者名簿に必要事項の記載を依頼し、打合せ内容や人数によって入室する部屋を変更するなど、密にならない対応としているところでございます。なお、感染警戒レベルが3以上となった場合につきましては可能な限り庁舎入り口での対応とさせていただき、庁舎内での接触は極力避けることとしています。

消防署の構造によっては、玄関を入れてすぐに事務室という建物もございりますが、飛沫防止措置を講じるなど万全を期した対応としております。

それから三つ目でございますが、今後を見据えた対応ということでありますが、昨年度、諏訪保健所と新型コロナウイルス感染症に関する打合せ会議や新型コロナウイルス感染患者の移送に関する合同訓練を実施いたしまして、またさらに諏訪医療圏新型コロナウイルス感染症医療体制検討会医師会長・病院長会議にも参画することで、諏訪保健所、医師会、医療機関との緊密な連携体制を確保しているところでございます。

今後さらなる感染拡大により諏訪地域の医療提供体制が逼迫し、救急搬送等に支障を来すような状況が発生した場合には、保健所、医師会、病院と消防本部において緊急会議を開催することを申し合わせているところでありまして、救急医療体制に万全を期すよう、緊密な連携を図り対応していきたいと考えております。

当消防本部におきましても、感染防止用資器材の確保や救急隊員の訓練等を継続的に行い、さらなる感染拡大に備えていきたいと考えております。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17 番望月克治議員** 大変な努力をされていますね。1日3回も署内を消毒する等々、本当にすごいなと思います。そうした努力があって、諏訪広域消防では1人も感染者が今まで確認されていないと。多くの警察や自衛隊などでも感染者が確認されているところ、非常にやっぱり素晴らしいと思います。ただ、その裏には職員の皆さんの日常生活にまで及ぶ規制であったり、御不便がかかっているんだろうと思って、感謝に堪えないところです。

各署によって、私あちこち動き回るのですけれども、茅野市の消防署だと消防署の自動ドアを入るとそこでもう止められて、窓口があって対応されるんですが、違う署に行くとそうでもなかったりする。それは今おっしゃられていたような構造によるものであったり、諏訪圏はほぼ今、諏訪市



と茅野市はレベルが5でほかの4市町村は少し低いんですけども、そうしたレベルの差と構造の差ということですが、それで全てが分けられているのか、それぞれの消防署の判断もあるのか。その辺をちょっとお聞かせください。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 議員のおっしゃるとおり、現在各署の状況につきましては、おっしゃるとおりでございます。玄関のドアを開けるとすぐに事務室という建物もございます。いずれにいたしましても、先ほど御答弁させていただきまして、建物の構造署所に応じた予防対策を行いながら感染防止対策を徹底しているところでございますので、よろしく願いいたします。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 消防署の職員の皆さんはワクチンをされていると、検査もされているということで安心だとは思いますが、ただ世間ではというんですか、ワクチンを打ったから大丈夫ということではない事例も出ていまして、今月の22日、福井県の介護施設では入所者のお一人の感染が確認され、百八十数人の入所者、それから施設で働いている皆さんも検査をしたところ、32人のクラスターが発生していたことが確認されました。

その皆さん、入所者も介護で働いている皆さんもワクチンを2回打っていたんです。ブレークスルーとよく今言われるやつですが、その状況でクラスターが起こっちゃっているということがあるわけで、ワクチンを2回打ったからもう大丈夫で、今ワクチンパスポートとかというのを言っていますけれども、そういう状況ではないと私は思うんです。

特に、やはり消防署の皆さんも屈強に、屈強にとまでは行かないのかな。でも訓練を積まれて体力的にもある皆さんなので、その福井県の健康福祉部の方はこう言っているんです。デルタ株の流行とワクチン接種が進んできて、発熱を伴わないなど感染が分かりにくいケースもあると。僅かな変化でも見逃さないようにということと呼びかけているということなんです。まさに消防署の職員の皆さんは健康であるがゆえに、ワクチンも打っているがゆえに、感染してしまっているにもかかわらず症状が出ないということが懸念されるわけです。日本中で世界中でそうなんですけれども、そういったことも考えて今対応はされているんでしょうか。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** クラスターの関係、それからあまり症状が出ないということの中での御質問でございますが、コロナ対応につきましては、広域連合において本人に発熱があった場合、あるいは家族に発熱があった場合、濃厚接触者になった場合、様々な状況を想定した中で一定のルールを定めて感染防止を徹底しているという状況でございます。

おっしゃるとおり、消防職員は助ける側の立場ということでございます。諏訪広域消防職員一人一人がそのことを十分認識する中で、職場においても各家庭においても感染防止の徹底を人並み以上に気をつけているという状況でございます。

また、消防職員も人間でございますので、確かに体を鍛えておりますが、多分出る症状は現在報道発表されているとおりの内容でございますので、あまり変わらないかなと思いますが、いずれに

しても家族等もごぞいます。そういった中で万が一消防職員が感染して、一つの消防署で濃厚接触者が出てしまうという状況、これらを想定いたしまして、消防体制、消防力を確保するという対策についてもあらかじめ定めているところがございますのでお願いいたします。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 今おられます副連合長の茅野市長は、常に感染に関してお話をされるときに、自分が感染していると思って人にうつさないような対応をまず心がけてくださいということをおっしゃっているんですけども、ほかの皆さんがどうおっしゃっているか、ちょっとその場に私はいないので分からないんですが、まさにそういうことだと思うんですね。自分が感染しているかもしれない、無症状者がワクチンの効果があって多くなってきているので。そうしたことをまず念頭に置いた対応が求められるということだと思います。それにはやっぱり検査を小まめにやるしかないと思うんです。

今お答えいただいた中では、そうした発熱等の症状がある方の対応をしたときは検査をされているということですが、できれば定期的な検査をするということが求められるのではないかと考えています。ぜひその点は検討していただくように皆さんにお願いしたいと思います。

感染の波なんですけれども、第5波と言われていますが、その波ごとに大きくなっているんです。1波よりも2波、2波よりも3波、3波、4波、5波となっています。医療関係者の知見によると、それぞれ株が違うということです。最初に中国のほうで出た株、ヨーロッパの株、第3波、4波あたりは東京都特有の変化した株だと言われていて、今回はデルタ株と。変異株は今回に始まったことではなくて、その都度変異した株が広がっていると。その変異した株が落ちていくと収まっていくんですけども、また違う変異株が出てきて上がると。それがより強力になっているのは波が大きくなるわけです。

落ち着いている今、次の波、もしかしたらもっと大きな波が来るかもしれないわけですから、そうしたことを考えた上で消防体制も整えていただかないと、東京都とか、東京都ばかり言っちゃうといけませんが、首都圏のような状況になる可能性はあるわけですから、そうしたことも考えて今対策を練っているか教えてください。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 第5波、今後の急激な拡大も考えられるという中での対応ということでございますが、今後さらなる大きな波が来ることも十分考えられます。感染対策につきましては、現在も行っているように今まで同様に続けていくことがあくまでも基本であり、これに尽きるのかなと感じています。今後、さらなる拡大において特に影響を受けますのは救急活動ということになりますので、この救急活動に……。

**樋口敏之議長** 時間ですので、望月克治議員の質問時間は終わりにいたします。

次に、藤森靖明議員の質問を許します。藤森靖明議員。

**6番藤森靖明議員** 議場の皆さん、ユーチューブを御覧の皆さん、こんにちは。議席番号6番、藤森靖明でございます。よろしく申し上げます。

このたびの豪雨災害により被害を受けられました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。災害に対応された全ての皆様に感謝を申し上げるとともに、一日も早く復興がなされますことを心よりお祈り申し上げます。それでは通告に従い、広域消防に関する質問をさせていただきます。

今回の質問は、1. 消防隊の体制・配置について、2. 人員数の課題について、3. ゼロカーボン対応の車両についての3項目についてお伺いさせていただきます。また、一部質問内容が前後することを御了承ください。

過日、諏訪広域消防本部を視察させていただきました。その際、偶然にも消防指令センターに救急の通報があり、その対応を見ることができました。本部設置の高所監視カメラ装置の画像で、現場に到着する救急車の様子がうかがえ、非常に驚きました。また最近は災害への対応や訓練の情報も新聞等で多く報道されており、諏訪地域の安全な暮らしを支えていただいていることを改めて感じました。

まず初めに、消防隊の体制・配置についてお伺いします。平成27年4月より諏訪広域消防本部が一元化されましたが、距離や立地等の地域間または市町村格差はありますでしょうか。

以下の質問は質問席にて行います。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 藤森靖明議員の御質問にお答えいたします。諏訪広域消防本部は、諏訪圏域のあらゆる災害に対しまして、諏訪広域消防全体で対応する強固な組織力を構築することを目的に、真の広域消防体制として、平成27年4月に諏訪広域消防の一元化を果たし、今日に至っております。

現状の出動態勢を具体的に申しますと、一秒でも早く現場に到着することにより救命率の向上や災害の収束に結びつくように、災害発生場所に最も近い消防自動車等が出動するという直近出動態勢としていただいております。これは、一元化と同時に運用を開始した消防指令センターによる119番通報の一本化及び消防車両全ての位置を動態管理することにより、災害発生場所に一番近い消防署から市町村の枠を超え、必要な部隊が現場に出動するものでありまして、地域間や市町村格差はなく、迅速に災害対応できる体制としていただいております。

**樋口敏之議長** 藤森靖明議員。

**6番藤森靖明議員** 広域については格差がないということで、大変安心しました。

コロナ禍での移動制限、自粛、また土砂災害に見舞われた今年の夏ですが、通常の観光シーズンでは湖畔のレジャー等でにぎわう諏訪湖・白樺湖等での水難事故の発生、花火大会の支援、また来年ですか、御柱の川越し等にも支援があるかと思えます。最近の登山者の増加による山での遭難事故や滑落事故に対する諏訪広域消防の体制はどのようになっていますか。また、特別救助隊といった特殊部隊の体制や配置、活動内容についてお聞かせください。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 特別救助隊、水難、山岳救助体制ということの御質問でございますが、初めに、諏訪広域消防の特別救助隊の体制及び活動について御説明をさせていただきます。

平成27年度の諏訪広域消防一元化に伴い新たに充足した特別救助隊は、高度な資機材と知識を有した18名の隊員により構成され、現在、岡谷消防署に配属しています。この隊員たちは、年間を通じた基本訓練の実施はもとより、天竜川の急流箇所での訓練や、茅野警察署や諏訪地区山岳遭難防止対策協会と合同で山岳救助訓練を実施するなど、あらゆる災害に対応できるよう日々スキルアップに努めております。

出動範囲は諏訪広域管内全域とし、通常の救助事案のほかに逃げ遅れがいたる火災、交通事故等で車内に閉じ込められた要救助者がいる救助事案、生物・化学災害、水難事故、山岳事故等に出動し、これまで多くの現場において他の救助隊と連携し、困難な救助現場においても早期に救助を完了させるなど、一定の成果を収めてきているものと考えております。

次に、水難救助の体制について御説明をいたします。管内で発生した水難救助事案に対しては、救助隊、救急隊、指揮隊、消防隊の出動に加えまして、特別救助隊も出動いたします。また、要救助者が水没してしまったような事故では、各消防署に配属している潜水士の国家資格を有する潜水隊員を召集し、潜水隊として部隊を編成し出動いたします。潜水士は、プールでの基本訓練及び実際に湖で潜水し、捜索活動を行う応用訓練を計画的に実施し、有事に対応できる体制を確保しております。

次に、山岳救助体制でございますが、諏訪広域管内は八ヶ岳連峰をはじめとする山岳地を有し、登山ブームなどにより遭難者も増加傾向にあることから、平成30年に山岳救助体制構築に向けての実施計画を策定いたしまして、山岳救助資機材や装備の配備、対象となる山岳についての調査及び救助訓練等を実施し、年度ごと順次活動範囲を拡大していくよう取り組んでいるところでございます。

現段階における活動内容といたしましては、八ヶ岳方面で山岳救助事案が発生した場合、茅野警察署の山岳遭難救助隊及び諏訪地区山岳遭難防止対策協会、こちらへ出動を依頼するとともに、諏訪広域消防からは特別救助隊、救急隊、指揮隊、消防隊が出動し、関係機関と十分協議し助言をいただきながら、現状の装備、知識や技術で可能な範囲の救助活動や支援活動を実施しております。

山岳という特殊環境下における活動となりますので、山岳救助に係わる隊員の育成、必要な資機材や個人装備の充実等、今後も関係機関の協力をいただき、段階を踏みながら進めてまいりたいと考えております。

**樋口敏之議長** 藤森靖明議員。

**6番藤森靖明議員** 今年には山岳への出動が新聞報道に多く出ていたように感じます。特別救助隊の報道も、水難訓練や救助活動で多くなっているように感じます。ただいまの説明で、諏訪広域でも専門的な部隊がきちんと活動していることをお聞きし、安心しました。

安心した部分もありますが、過去にははしご車が1台だけになったとき、その1台が岡谷消防署だけとなり、離れた場所であることへの不安があったとマンションにお住みの方から伺ったことがあります。特別な部隊である特別救助隊についても、諏訪広域には1隊だけとお聞きしました。近年は出動も多くなっているようですので、はしご車同様にその配置場所について早急に再検討いた

だくことも必要かと思えます。

先ほどの質疑にて特別救助隊の配置についてお聞きしたところですが、少子高齢化、人口減少と言われる中、各市町村の人口増減に伴い、消防隊の配置見直しの考えや消防体制検討委員会について、この委員会ではどのような話し合いが行われたか。また、ほかにどのようなことが検討されてきているのかお聞かせください。

**樋口敏之議長** 消防長。

**花岡則秀消防長** 諏訪広域消防が一元化し、今日まで様々な課題解決に向けて取り組んでまいりました。消防体制等検討委員会は、市町村と広域連合及び広域消防で構成し、職員数や施設、外郭団体事務といった消防単独では解決できない課題について検討、協議し、職員数につきましては10名の増員を認めていただくなど、全ての課題について解決してきているところでございます。

部隊配置の見直しということでございますが、今後のさらなる人口減少や社会情勢の変化に的確に対応し、将来、持続可能な消防体制の構築が求められてくることから、本年度、第三者機関に消防隊の配置を含めた消防力の適正配置の調査研究業務を委託したところでございます。

今後、消防本部において調査研究報告を一つの資料といたしまして、ある程度時間をかけながら広域消防の将来ビジョン案の策定を進め、消防体制等検討委員会において検討してまいりたいと考えております。

**樋口敏之議長** 藤森靖明議員。

**6番藤森靖明議員** ありがとうございます。日々状況が変化していく中、配置等については時期を逸することなく早期の対応をよろしく願いいたします。

次に、人員数の課題についてお尋ねします。職員数には大変御苦労いただいているかと思えますけれども、7月、静岡県熱海市で発生した土砂災害で救助や捜索に当たるため、諏訪広域消防本部からは多くの職員が派遣されました。長期間の派遣に伴い、職員の勤務体制や休暇の状況はどのようになっているのでしょうか。また、工夫されているところなどあればお聞かせください。

**樋口敏之議長** 消防次長兼総務課長。

**大槻秀次消防次長兼総務課長** 長期の災害派遣時における勤務体制はとの御質問であります。去る7月3日、静岡県熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害に、諏訪広域消防本部は消防庁長官の指示を受け、緊急消防援助隊として7月12日から20日までの9日間にわたり、延べ44名の職員を派遣いたしました。

今回のような諏訪圏域外への職員の派遣を含め、規模の大きな災害が発生した際には、不足した人員を補うために、勤務明けの職員や休みの職員を充てて対応してきております。

このような場合の休暇の取得についてでございますが、住民の生命、身体、財産を守ることを第一義としている職務でありますので、別の日に休暇を取得するなどの対応しているところでございます。

**樋口敏之議長** 藤森靖明議員。

**6番藤森靖明議員** ありがとうございます。

次に、近年、特に若い世代において男性の育児参加が重要であるという考え方が浸透してきました。イクメンという言葉も広く使われるようになり、男性が子育てをしやすい環境も整備されつつあります。そこで、諏訪広域消防における男性の育休等の対応はどのようになっていますでしょうか。

**樋口敏之議長** 消防次長兼総務課長。

**大槻秀次消防次長兼総務課長** 男性職員の育児休業の状況はどの御質問でございますが、育児休業につきましては、子が満3歳になる前日までの間で、職員の配偶者の就業の有無等の状況に関わりなく育児休業を取得できることとされておりまして、諏訪広域消防本部には該当する職員が42名、そのうち39名は男性職員となっております。

近年、全国的に男性の育児休業の取得は増加傾向にはあるものの、まだまだ女性の取得率と比較しますと低い傾向にあります。諏訪広域消防本部も例外ではなく、男性職員が長期にわたって育児休業を取得したという事例はございませんが、令和2年中には育児に関わる特別休暇の取得の男性職員が8名、また令和3年には約2週間の育児休業取得の男性職員が1名という実績となっているところです。

**樋口敏之議長** 藤森靖明議員。

**6番藤森靖明議員** 偶然にも今朝のラジオでイクメンの話が出ておりまして、イクメンという話が出始めたときは1%の参加、最近では7%くらいというお話をお聞きしたところであります。また、しかも短期であるということですので、柔軟な対応で少しずつ進めていただければと思います。

時間がありますので、最後にゼロカーボン対応の車両についてお尋ねします。東京都は、2050年にCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する、ゼロエミッション東京を実現することを宣言し、具体的な施策に着手しつつあります。2020年3月、東京消防庁が日本で初めてとなる電気自動車（EV）の救急車を導入し、池袋消防署に配置したと聞いております。一般的な救急車の値段はおよそ2,800万円のところ、このEV救急車はおよそ8,100万円だそうです。

そこで、これに対しての国や県の補助はあるのでしょうか。また、諏訪広域は今後どのようにしていくお考えであるかお尋ねします。

**樋口敏之議長** 消防次長兼総務課長。

**大槻秀次消防次長兼総務課長** 東京消防庁で購入したEV救急車につきましては、ゼロエミッション東京戦略に向けた施策の一つで、育児や介護で24時間勤務が困難な救急隊員が時短勤務しやすいように配慮した、デイトタイム救急隊が運用していると承知をしております。

車両本体につきましては、静粛性や振動の少ない車両でありますので、救急車としての有用性は十分理解できますが、全国で初めて導入された車両ですので、車両の大きさ、充電時間の確保と運用方法、そして何より現状の救急車に比べおよそ3倍の価格であるという状況でございますので、研究を進めてまいりたいと考えております。

なお、国や県の補助金につきましては、EV救急車特有のものは現時点ではございませんが、全国的な導入状況なども含め、今後も情報収集に努めてまいりたいと考えております。

樋口敏之議長 藤森靖明議員。

6番藤森靖明議員 そのあたりもよろしく願いいたします。

今回は広域消防に特化した質問をさせていただきました。引き続き地域の安心・安全のサポートをよろしく願いいたします。

やっぱり、諏訪広域が好きだから。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

樋口敏之議長 これにて、一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時55分といたします。

休 憩 午前11時39分

---

再 開 午前11時55分

樋口敏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○日程第 2

議案第19号 令和3年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）

○日程第 3

議案第20号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第 4

認定第 1号 令和2年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 5

認定第 2号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6

認定第 3号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 4号 令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 5号 令和2年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

樋口敏之議長 日程第2 議案第19号から日程第8 認定第5号までの7件を一括議題といたします。

この7件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について一括報告を願います。総務消防委員長。

**森安夫総務消防委員長** それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された3件の議案審査に当たり、10名の委員全員の出席の下、金子ゆかり広域連合長、今井竜五副広域連合長、五味武雄副広域連合長、事務局長、消防長、会計管理者、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、認定第1号 令和2年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

審査の過程において、小児夜間急病センターについて患者数が激減しているが、どのような状況であるか、また課題はとの質疑に対し、令和元年度の患者数は2,318人、令和2年度は651人と72%減少している。コロナにおける診察控えに加え、少子化やマスク着用・手指消毒によるインフルエンザが流行しなかったなどが要因として考えられる。令和3年は令和2年より患者数は増えている。医師の確保等も含め、来年の指定管理更新に向け運営医師会と協議していくとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、認定第4号 令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、山岳救助資機材の内容はとの質疑に対し、隊員が入山する際の上下ウェア、ハーネス、ロープ、ツェルト、非常食等の答弁がありました。

また、今回購入した装備で現状は足りているか、補充は必要か、またドローンの活用はとの質疑に対し、山岳救助の資機材は計画的に整備されている。現時点で必要な資機材はそろってきている。また、ドローンは補充しており、操作訓練を進めている。航空法との兼ね合いにより、災害であっても飛ばせない場合などがある。こうした課題も含めて活用について検討を進めているとの答弁がありました。

今回の消防指令システム部分更新の位置づけと今後の更新予定についての質疑に対し、コンピューター系システムが耐用年数を迎えることによる更新である。指令システムは、メーカーでは推奨期間10年としているが、高額なシステムであることから、適切に保守管理を行いながら長く使用していきたいとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、認定第5号 令和2年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

質疑、討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

**芳澤清人福祉環境委員長** それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された5件の議案審査に当たり、11名の委員出席の下、今井敦副広域連合長、宮坂徹副広域連合長、名取重治副広域連合長、各課長、各施設長及



び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第19号 令和3年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

質疑、討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第20号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程において、3億円を超える償還金があるが、前年度と比較すると1億円近く多くなっている。毎年このぐらいなのかとの質疑に対し、償還金の対象となる令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度であり、給付費の推計が大きくなっているためとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、認定第1号 令和2年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

審査の過程において、総合福祉基金の約800万円の内容及びこの基金の在り方についての質疑に対し、この基金は、かつての恋月荘特別会計から一般会計に引き継いだものである。恋月荘からの派遣職員の退職手当を支払うために、令和元年度において一旦取崩しをしたが、令和2年度に入って、この額が本来退職手当を負担すべき市町村総合事務組合から収入となったため、基金へ戻し入れたものである。基金の在り方については今後検討したいとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第2号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、福祉施設等職員慰労金の対象者及び支給額の算定方法についての質疑に対し、国より示された基準額1人5万円を、施設職員のほか調理業務等委託業者を含めた53名に支給したとの答弁がありました。

また、民生費の施設管理費及び施設事業費での不用額の理由についての質疑に対し、施設管理費については主に防災監視等設備機器取替工事の入札差金、新型コロナウイルス感染症の影響により、居室照明器具の取替工事及び居室改修工事の見合せによるもの。施設事業費については、主に暖房用燃料費が見込みを下回ったこと、新型コロナウイルス感染症の影響により、作業収入が減少したことにより利用者小遣いが減ったこと及び居住生活訓練事業の縮小が原因との答弁がありました。

また、生活環境の整備や居室の洋室化は今後も進めていくのかとの質疑に対し、利用者の身体状況を見極めながら今後も進めていきたい。加えて空調設備の増設を進めていくとの答弁がありました。

また、例年と比較した各種行事等の実施状況及び利用者のストレスの状況はとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、納涼祭、ボランティア活動、長野県下の救護施設交流会などが中止となった。長期間にわたる外出制限等により精神的に不安定になる利用者も見られたが、きめ細やかな個別相談を実施し、生活の安定を図ったとの答弁がありました。

また、会計年度任用職員数及び資格保有状況についての質疑に対し、人数は11人で介護福祉士、介護ヘルパーの資格を保有しているとの答弁がありました。

また、要介護認定者の利用はあるかとの質疑に対し、要介護4及び5の利用者がおり、今後適切な施設への移行が望ましいことから、特養への入所申請をしているとの答弁がありました。

また、利用者の食事に関して要望調査等を行っているかとの質疑に対し、定期的にアンケート調査を実施し、その結果を給食委員会で検討し反映しているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第3号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、基金が8,700万円減額となっているが、最終的な収支が6億9,500万円あるなら繰越金ではなく基金に入れるべきだと考えるが、基金の考え方はどの質疑に対し、繰越金の主な内容は次年度の償還金であり、基金に入れてしまうと条例上、償還金として処分できないため繰越金としている。基金の考え方については、年間給付費の1か月分、約12億円を保有し、次期介護保険計画に生かしていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、運営状況から見て保険給付費の伸び率が穏やかだが、新型コロナウイルス感染症の影響があり、利用したいサービスが受けられないのではないかとの質疑に対し、そのような報告は確認できていないとの答弁がありました。

また、運営推進会議がコロナ禍で開催できず、書面での開催となっていると聞いているが、これを保険者としてどう考えるかとの質疑に対し、ワクチン接種が進み安全な状況が確保できれば開催に向けて指導していきたいとの答弁がありました。

また、包括的支援事業の任意事業委託料について、前年度より1,600万円の減額となっているが、何が原因だったのかとの質疑に対し、構成市町村にて実施している事業のため、詳細については現時点では把握していないため、今後把握に努めたいとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

以上、報告を終わります。

**樋口敏之議長** これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第19号 令和3年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決

定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和2年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 令和2年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 令和2年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定されました。

---

**樋口敏之議長** 以上をもって、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

---

閉 議 午後 0時16分

---

**樋口敏之議長** 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり慎重なる御審議をいただき、提出申上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御承認、御議決、御認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

決算認定の審議の場でも御説明したとおり、令和2年度は全ての施策において新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年であり、先行き不透明な状況が続いておりましたが、国は今月末日をもって全国各地に出ておりました緊急事態宣言とまん延防止等重点措置を全面解除することとし、長野県においても本日29日を期限として警戒レベルが見直され、諏訪圏域は30日より全域でレベル2に下がることとなりました。

ワクチン接種の進捗と治療薬への期待とともに、社会状況が順次ウイズコロナ、アフターコロナへと変遷していくことを視野に入れつつも、諏訪広域連合といたしましては引き続き感染防止対策に努めながら、創意工夫によりこの難局を乗り越えてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに圏域の皆様におかれましては、今後とも御理解とお力添えのほどをお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位をはじめ関係する皆様方の一層の御活躍と御健勝を祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

**樋口敏之議長** これにて、令和3年第3回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

---

閉 会 午後 0時19分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長           樋 口 敏 之

2 番           芳 澤 清 人

2 1 番       林       元 夫



議案等の審議結果

広域連合長提出

| 事 件 番 号  | 上程月日    | 付 託 委 員 会   | 議 決 月 日 | 審 議 結 果 |
|----------|---------|-------------|---------|---------|
| 承認第 5 号  | 3. 9.28 | 省 略         | 3. 9.28 | 原 案 承 認 |
| 議案第 19 号 | 〃       | 福祉環境委員会     | 3. 9.29 | 原 案 可 決 |
| 議案第 20 号 | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 認定第 1 号  | 〃       | 各 常 任 委 員 会 | 〃       | 原 案 認 定 |
| 認定第 2 号  | 〃       | 福祉環境委員会     | 〃       | 〃       |
| 認定第 3 号  | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 認定第 4 号  | 〃       | 総務消防委員会     | 〃       | 〃       |
| 認定第 5 号  | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |